

郡上市一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

郡上市

目 次

第1章 計画の位置づけ	
第1節 計画策定の目的	1
第2節 本計画の位置づけ	2
第3節 計画で扱う廃棄物の範囲	3
第4節 計画の期間	3
第5節 上位計画・関連計画	4
(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30(2018)年6月改定）	4
(2) 廃棄物処理施設整備計画（平成30(2018)年6月改定）	6
(3) 岐阜県廃棄物処理計画	6
(4) 郡上市総合計画	7
第2章 郡上市の概況	
第1節 地域の概況	8
(1) 地理的、地形的特徴	8
(2) 気候的特性	9
(3) 人口動態・分布	11
(4) 産業の動向	13
(5) 土地利用状況	18
第3章 ごみ処理の現状及び評価	
第1節 ごみ処理の現状	19
(1) ごみ排出区分の定義	19
(2) ごみ処理体制	20
(3) ごみ処理の実績	30
(4) ごみ処理の評価	34
第2節 ごみ組成調査の結果	35
(1) 家庭系可燃ごみの調査	35
(2) 事業系可燃ごみの調査	35
第3節 アンケート調査の結果	36
(1) 調査の概要	36
(2) 調査結果（抜粋）	36
(3) 住民満足度	39
第4節 ごみ処理の課題	40
第5節 ごみ処理行政の動向	41
(1) 廃棄物・資源循環分野の脱炭素化	41
(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	41
(3) 資源循環分野からの地域循環共生圏形成に向けて	42
(4) 循環型社会形成推進交付金	42
(5) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物分野の対応	42
(6) 災害廃棄物処理	43

第4章	ごみ処理基本計画	
第1節	基本方針	44
(1)	排出抑制と資源化計画〈減量(減容)化の概念〉	44
(2)	数値目標	45
第2節	ごみ排出量及び処理量の見込み	46
(1)	推計方法	46
(2)	人口推計	47
(3)	ごみの将来推計	48
第3節	目標達成に向けた取組	54
(1)	市民、事業者、行政のあり方	54
(2)	排出抑制と資源化の方策	55
(3)	ごみ処理体制	59
第5章	生活排水処理計画	
第1節	生活排水処理の現状	66
(1)	生活排水処理の沿革	66
(2)	生活排水の処理主体	66
(3)	生活排水の処理体系	67
(4)	生活排水処理形態別人口の推移	68
(5)	し尿及び汚泥の発生状況	69
(6)	収集・運搬	69
(7)	生活排水処理施設の概要	70
(8)	水環境、水質保全に関する状況	78
(9)	生活排水処理の課題	80
第2節	生活排水処理計画	82
(1)	基本理念	82
(2)	基本方針	82
(3)	生活排水処理に関する基本的事項	83
(4)	生活排水を処理する区域	84
(5)	施設及びその整備計画の概要	84
(6)	し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画	84
(7)	市民に対する広報・啓発活動	85
第6章	計画の推進	
第1節	脱炭素社会や自然共生社会との統合への配慮	87
第2節	計画の推進と公表	87

第1章 計画の位置づけ

第1節 計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、市町村が定めなければならない一般廃棄物の処理に関する計画です。

今日の生活様式の多様化は、廃棄物の排出量増加、質の多様化、不適正処理及び処理施設の不足などを招き、これら廃棄物に係わる諸問題は、地球全体の環境を考える上で最優先であり、しかも早急に対処しなければならない課題であります。

しかしながら、ごみの質や量は、社会情勢、経済状況の影響を受けやすく、排出抑制、不法投棄の監視、処理施設の建設などについては、地域住民の理解と協力が不可欠であり、財政、技術、環境保全といった観点から、特に効率性、安全性が求められています。

郡上市（以下、「本市」という。）では、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が出来る限り低減される「持続可能な循環型社会の形成」を目指し、本所、大和、白鳥、高鷲、美並、明宝及び和良振興事務所により、ごみの処理体制の充実を図り、ごみの適正処理を推進しています。しかし、ごみ処理量は近年横ばいが続いており、ごみの減量に向けた更なる取り組みが必要となってきました。

本市は平成31（2018）年3月に、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「現計画」という。）を策定し、長期的・総合的な視野に立って、計画的なごみ処理の推進を図るため、ごみの発生から最終処分に至るまでの適正なごみ処理の推進に必要な基本的事項を定めました。

現計画策定から3年が経過し、新型コロナウイルス感染症の蔓延やプラスチック資源循環促進法の成立等、社会情勢に変化がみられ、適正なごみ処理を行うための新たな施策を講じる必要が生じてきました。そのため、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改訂（以下、「本計画」という。）し、施策の見直しや国の目標に沿った数値目標を設定することで、将来の廃棄物循環型社会システムの構築を目指していきます。

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、本市総合計画で示された将来像を目指すための一般廃棄物分野における計画として、国が示す廃棄物処理の方針や循環型社会形成推進基本法の趣旨に沿った計画です。

本計画の位置づけを、図 1-1 に示します。

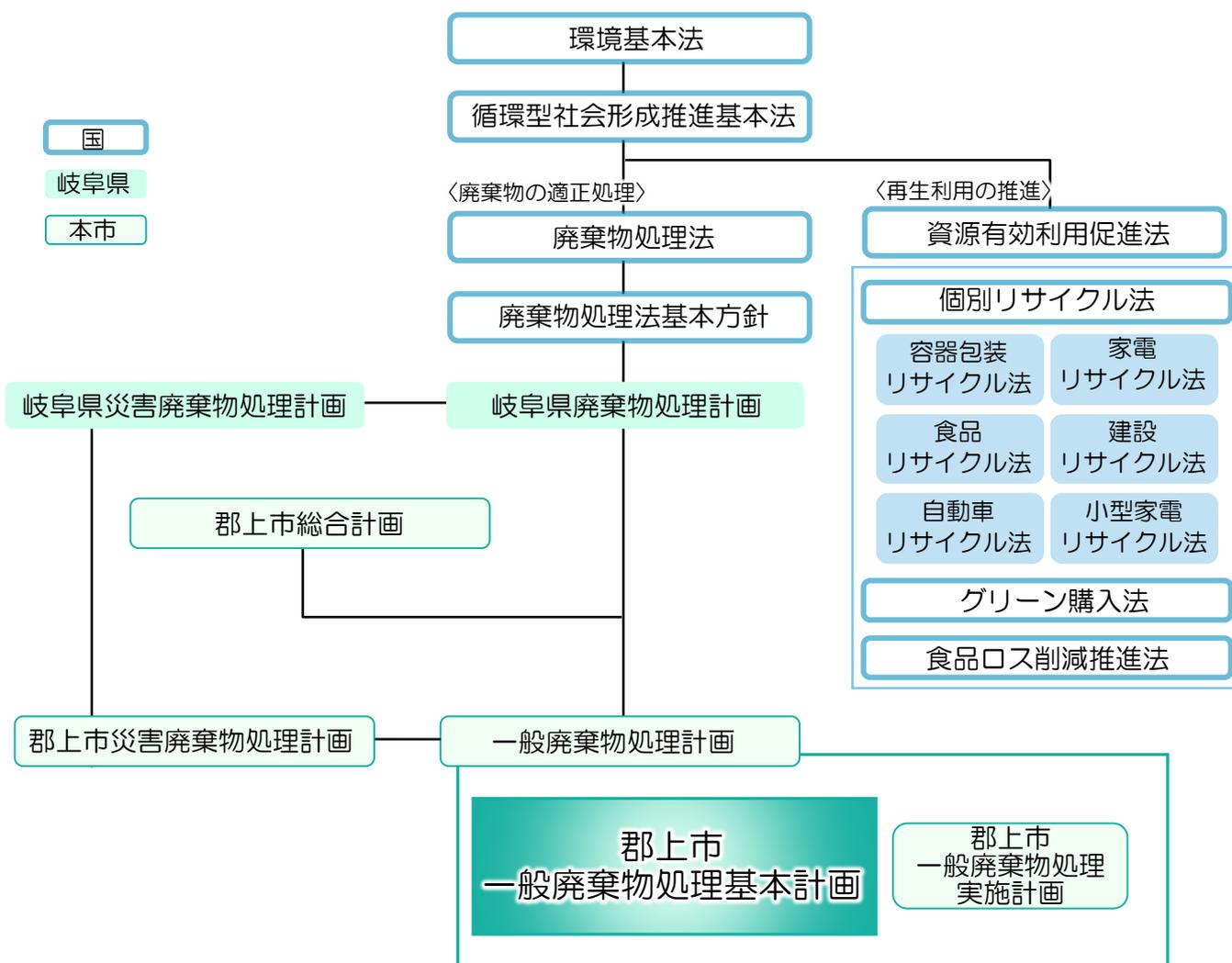


図 1-1 計画の位置づけ

第3節 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲を、図 1-2 に示します。

廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物を本計画の範囲とします。

なお、一般廃棄物のうち災害廃棄物（自然災害によって発生する廃棄物及び避難生活に伴い発生する廃棄物）は、郡上市災害廃棄物処理計画に基づいて処理を行います。

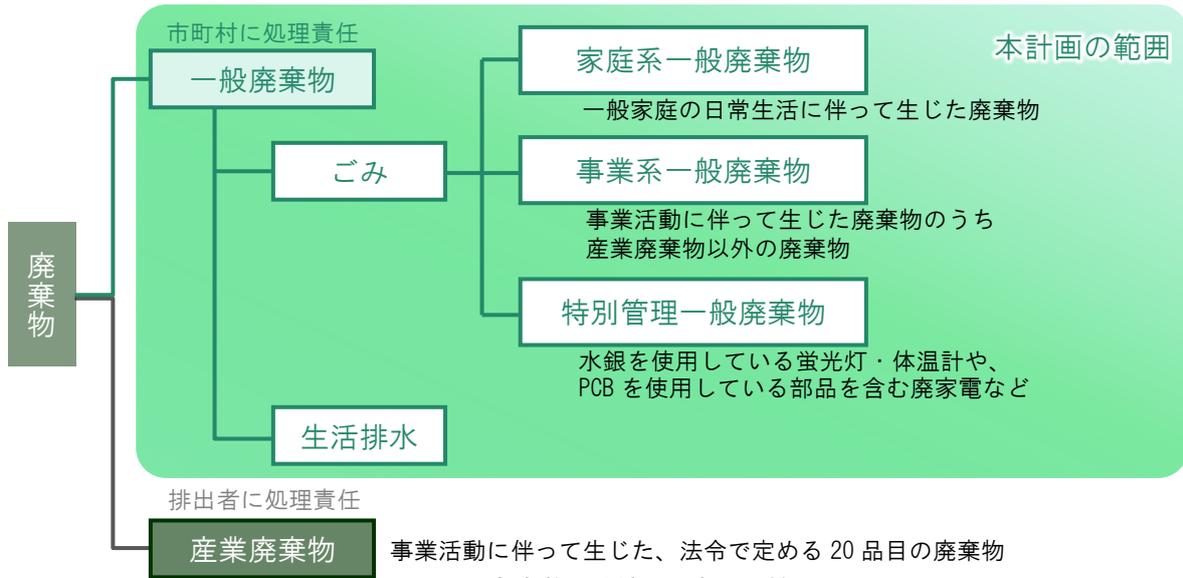


図 1-2 廃棄物の種類と計画の範囲

第4節 計画の期間

現計画の期間は、計画初年度の平成 31 (2019)年度から令和 16 (2034)年度です。

見直しとなる本計画の計画期間は、令和 4 (2022)年度から令和 16 (2034)年度までとします。

なお、概ね 5 年ごとに、または社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更等、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合には、その都度見直しを行います。

西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
和暦	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
内容・計画期間	▲基準年度	▲計画改定			▲見直し				▲見直し(仮)					▲見直し(仮)				▲目標年度
			<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ← → </div>															

図 1-3 計画の期間

第5節 上位計画・関連計画

(1)第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30(2018)年6月策定)

循環型社会の形成に向けて、概ね令和7(2025)年までに国が講ずべき施策を示しています。



図1-4 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

1) 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する指標

第四次循環型社会形成推進基本計画では、地域循環共生圏形成による地域活性化に関して、地域において、国民がごみの減量や分別等に積極的に取り組むことで、ごみ排出量を削減していくこと、事業者が一般廃棄物の減量化や分別等に積極的に取り組み、事業系ごみの排出量を削減していくこと、多くの地方公共団体が多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化に積極的に取り組んでいくことを目指しています。

このため、項目別物質フロー指標の代表指標を「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」とし、項目別取組指標の代表指標を「地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数」としています。

項目別物質フロー指標の代表指標については、令和7（2025）年度を目標年次として表1-1に示す数値目標を設定しています。なお、これらの数値目標については現状以上の排出削減レベルを達成するという設定の基に算出しています。

表 1-1 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する指標

指標	平成12（2000）年度 （基準年度）実績	平成22（2010）年度 実績	令和7（2025）年度 目標
1人1日当たりのごみ排出量	1,185 g/人/日	976 g/人/日	850 g/人/日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	654 g/人/日	540 g/人/日	440 g/人/日
事業系ごみ排出量	1,799 万 t	1,297 万 t	1,100 万 t

2) 循環型社会の全体像に関する補助指標

第四次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の全体像に関する指標のうち、最終処分量を補助する指標として、表1-2に示す数値を設定しています。

表 1-2 循環型社会の全体像に関する補助指標

指標	平成12（2000）年度 （基準年度）実績	平成22（2010）年度 実績	令和7（2025）年度 目標
一般廃棄物の出口側の循環利用率	14.3%	20.8%	28%
一般廃棄物の排出量	5,236 万 t	4,536 万 t	3,800 万 t
一般廃棄物の最終処分量	1,051 万 t	484 万 t	320 万 t

(2) 廃棄物処理施設整備計画(平成30(2018)年6月改定)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るためのものです。

現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を推進しています。

表 1-3 施設整備事業の実施に関する重点目標

指標	平成29(2017)年 見込み	令和4(2022)年 目標
ごみのリサイクル率	21%	27%
最終処分場の残余年数	平成29(2017)年の水準を維持する	
ごみ処理施設の発電効率の平均値	19%	21%

(3) 岐阜県廃棄物処理計画

岐阜県では、廃棄物の減量化と適正処理を推進するための基本方針として「岐阜県廃棄物処理計画」を策定しています。

「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」「美しい生活環境の保全」「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱にするとともに、「プラスチックごみ削減の推進」「食品廃棄物削減の推進」「各主体との連携強化」を重点分野に位置付けて、取組を推進しています。

表 1-4 岐阜県廃棄物処理計画の目標値

指標	令和7(2025)年	令和12(2030)年
排出量	608千トン	548千トン
再生利用率(量)	28%(170千トン)	29%(159千トン)
中間処理による減量	396千トン	352千トン
最終処分量	42千トン	37千トン

(4)郡上市総合計画

郡上市の目標とする将来都市像について実現するための施策の方向性を具体化したもので、主な取組や達成目標は、表 1-5 及び表 1-6 に示すとおりです。

表 1-5 郡上市総合計画の主な取組

取組	主な内容
廃棄物の適正な処理の推進	○効率的なごみ収集・処理の実施 ○粗大ごみの回収・処理の実施 ○ごみ収集車の更新
可燃ごみの減量化	○ごみ分別徹底の指導 ○生ごみの堆肥化の普及啓発 ○食ロス削減の推進
4 R（不要なものの不買、拒否、再利用、再資源化）の推進	○4 Rの普及啓発 ○郡上コンポストの作成、利用推進 ○エコプラザの活用
廃棄物処理施設の適正管理	○旧不燃物処理施設の取り壊し ○廃棄物処理施設・最終処分場整備の推進
地域循環共生圏の形成推進	○資源循環や地域内経済循環を実現する市民活動への支援

表 1-6 郡上市総合計画の達成目標

指標	現状値	目標値
	令和元(2019)年度	令和7(2025)年度
市で処理するごみのリサイクル率	14.8%	20.0%
二酸化炭素排出量の削減率	—	4.8%

第2章 郡上市の概況

第1節 地域の概況

(1) 地理的、地形的特徴

本市は図2-1に示すように岐阜県の北西部、東海地方と北陸地方を結ぶほぼ中心点に位置し、北は高山市に、南は関市と美濃市に、東は下呂市に、西は関市と福井県大野市に隣接しており、名古屋市より70～110kmの圏内にあります。

本市の地勢の概要を示すと図2-2に示すように山々に囲まれた地域であり、ひるがの、上野両高原の稜線を分水嶺として、長良川と庄川が南北に分流しています。長良川流域には、北から高鷲町、白鳥町、大和町、八幡町、美並町が位置し、5町を長良川が貫流しています。長良川支流の吉田川は明宝を縦断して南西方向に流れて長良川に合流、和良町を流れる土京川と鹿倉川は南流し、和良川と合流してから飛騨川に注いでいます。

当管内は河川流域部、高原部、山岳部に大別され、北部は白山山系につながる標高1,500m以上の高山を背負い、南部は比較的平坦な平野部につながっています。河川は長良川をはじめ、和良川、石徹白川など一級河川だけでも24本を数えます。

また、管内総面積は103,075haで県土の約10%を占め、うち89.1%に当たる91,835haが山林で占められた山間地です。最低海拔110mから最高海拔1,810mまで高低差も著しい状況です。

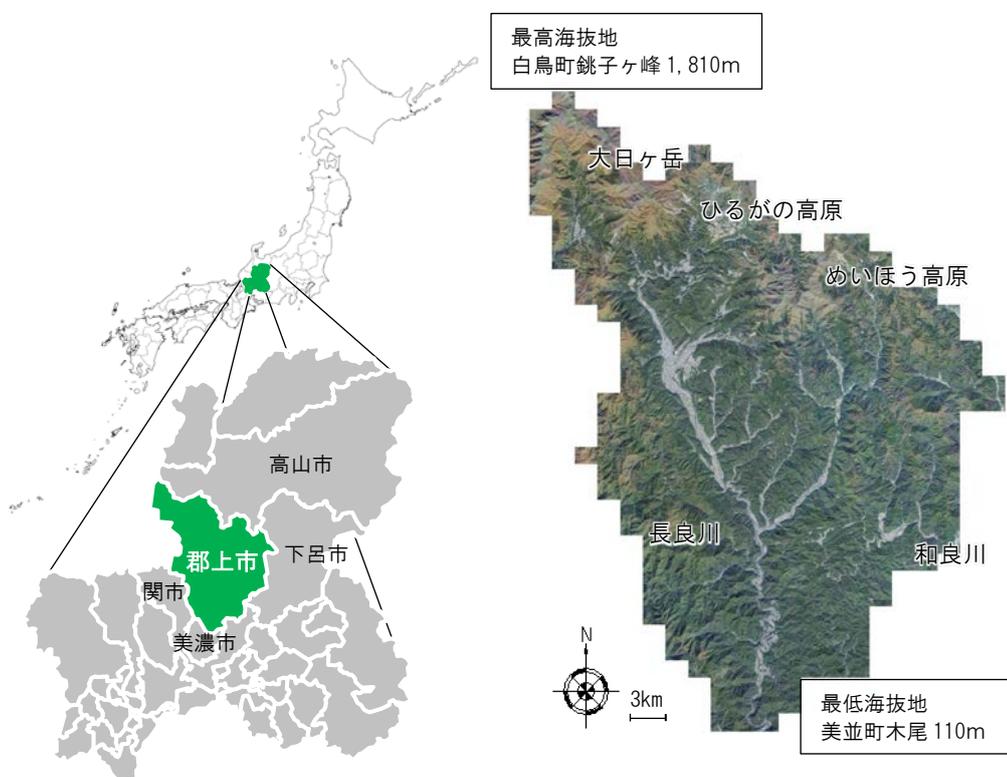


図2-1 郡上市の位置

図2-2 空から見た郡上市

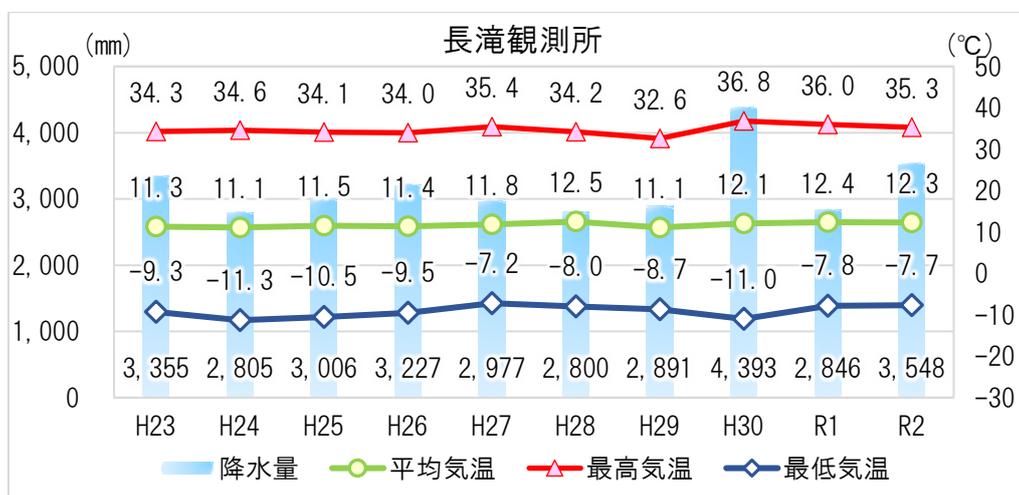
(2)気候的特性

1)過去10年間の気温及び降水量の推移

本市は太平洋からも日本海からも離れた内陸にあって、北の端を位山分水嶺が走っているため、気候分類的にはやや表日本型の傾向にあると考えられるほか、北から南まで約 52km あり、北では雪が2メートルも積もっているのに南ではほとんど雪がないといった多様性があります。

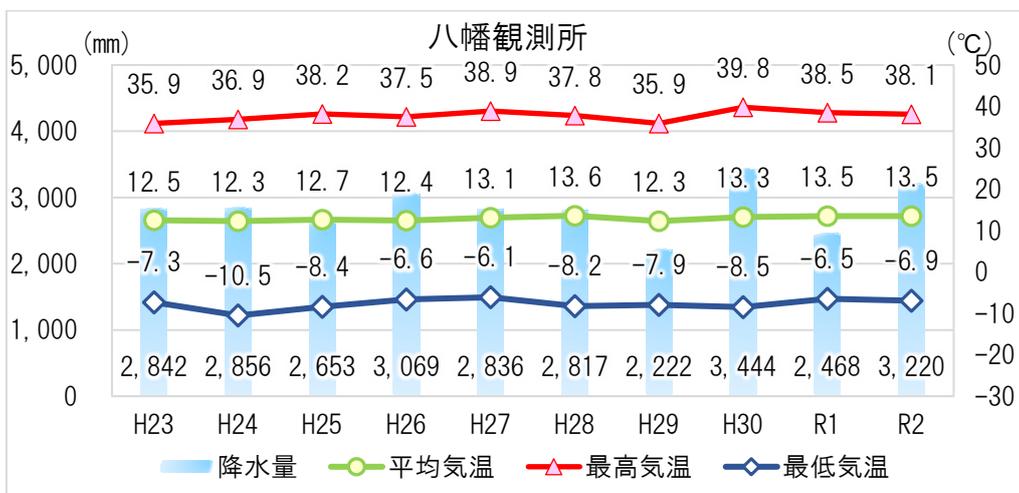
過去10年間の気温及び降水量の推移は、図2-3及び図2-4に示すとおりです。

また、平成30(2018)年7月及び令和2(2020)年7月には集中的な豪雨が発生しており、平成30(2018)年の長滝観測所における年間降水量4,392.5mmは、観測史上1位を記録しています。



資料：気象庁

図2-3 気温と降水量の推移（長滝観測所）



資料：気象庁

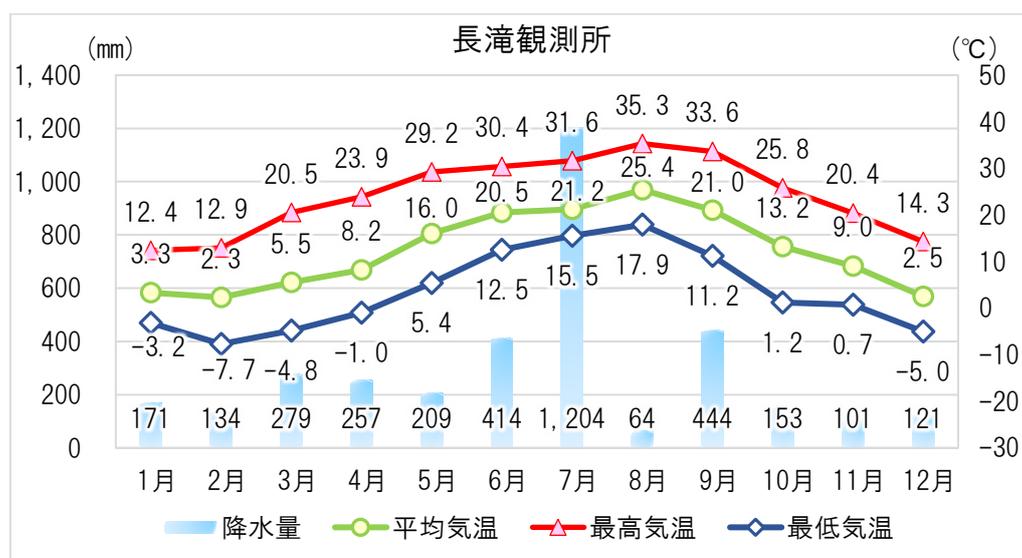
図2-4 気温と降水量の推移（八幡観測所）

2) 令和2(2020)年の月別気温及び降水量の推移

令和2(2020)年の月別気温及び降水量の推移は、図2-5及び図2-6に示すとおりです。

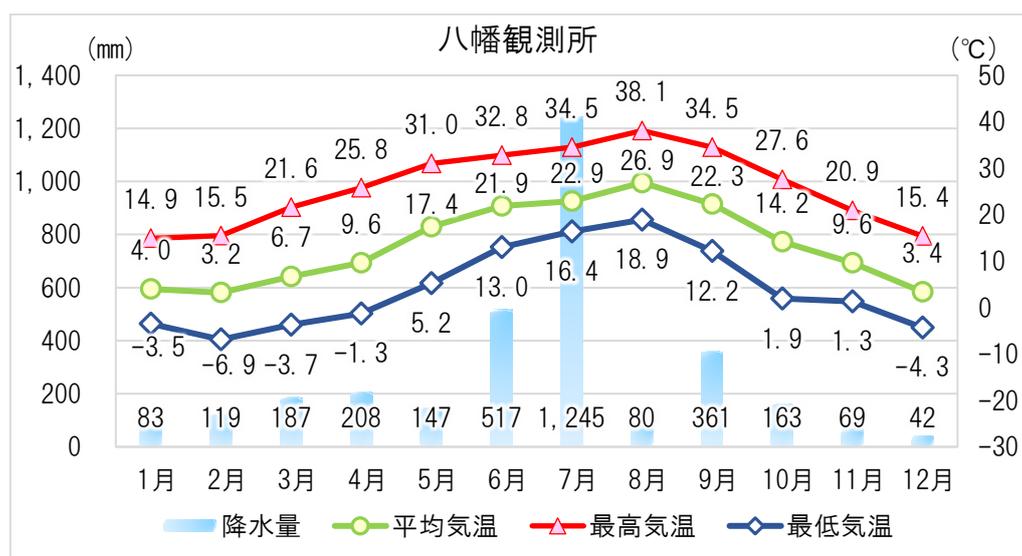
8月の月平均気温は、長滝観測所では25.4℃、八幡観測所では26.9℃を観測しており、観測史上1位を記録しています。

また、集中的な豪雨により、7月の月降水量は、長滝観測所では1,203.5mm、八幡観測所では1,244.5mmを観測しており、観測史上1位を記録しています。



資料：気象庁

図2-5 月別気温及び降水量の推移 (令和2(2020)年 長滝観測所)



資料：気象庁

図2-6 月別気温及び降水量の推移 (令和2(2020)年 八幡観測所)

(3)人口動態・分布

1)人口及び世帯数

人口及び世帯数の推移は、図 2-7 に示すとおりです。人口及び世帯数は減少傾向にあり、10年間で、人口は5,040人(11.3%)、世帯数は284世帯(1.9%)減少しています。

そのため、1世帯あたりの人口は年々減少しており、世帯規模の縮小が進んでいます。

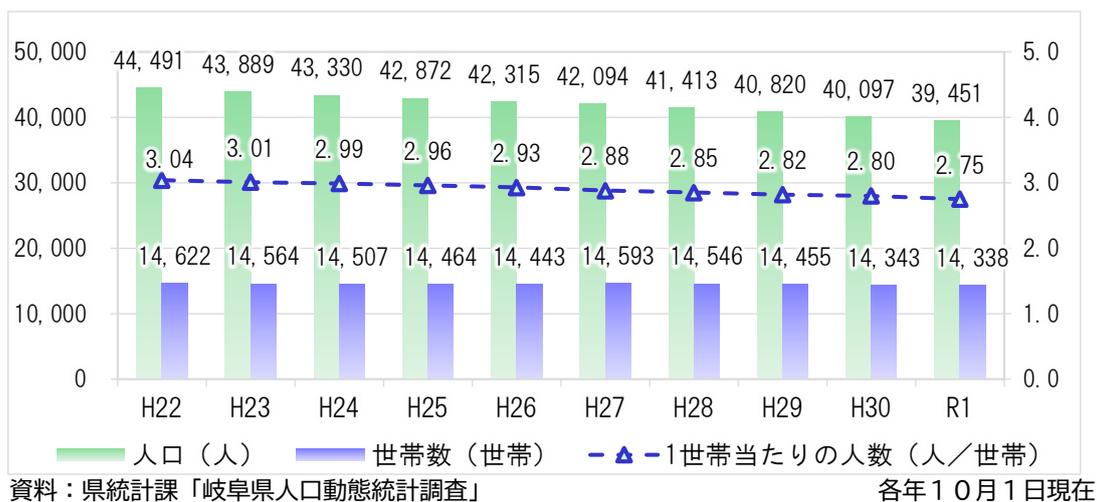


図 2-7 人口及び世帯数の推移

2)人口動態

自然動態の推移は図 2-8 に示すとおり、出生者数が減少傾向、死亡者数が増加傾向にあり、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。

また、社会動態の推移は図 2-9 に示すとおりです。転出数が転入数を上回る社会減が続いています。

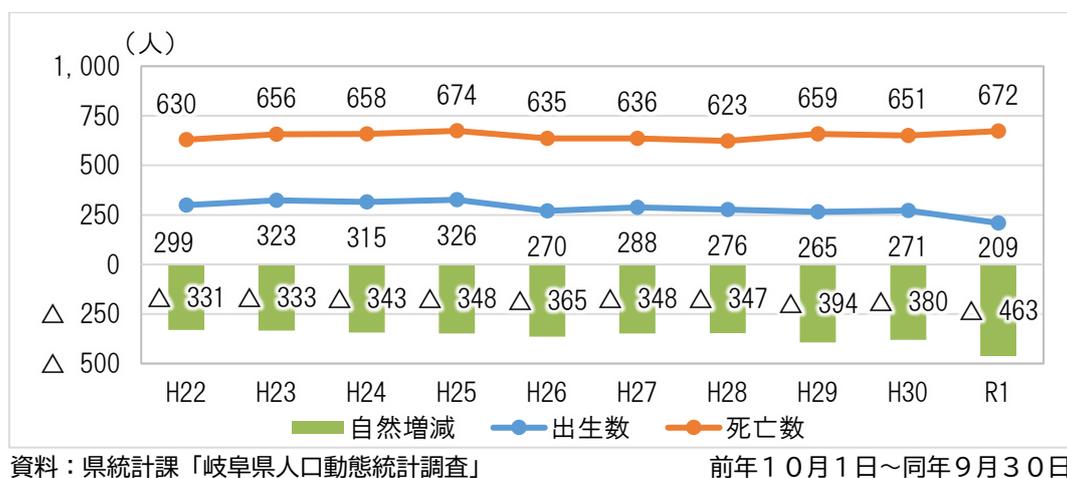


図 2-8 自然動態の推移

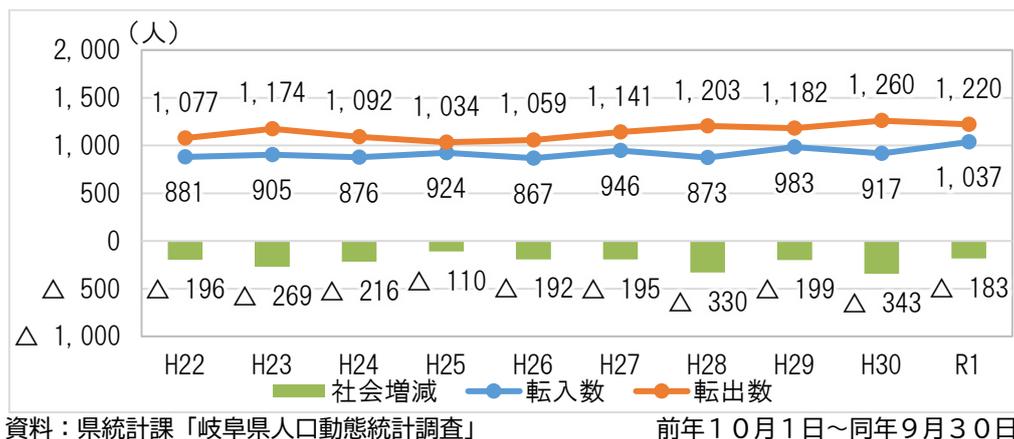


図 2-9 社会動態の推移

3) 年齢(5歳階級)別男女別人口

年齢(5歳階級)別男女別人口(人口ピラミッド)は、図 2-10 に示すとおりです。

職業上を理由として20代の転出が多いことから、中高年層に大きな厚みのある年齢構造となっています。今後、厚みのある中高年層が65歳以上となり、高齢者はさらに増加するとみられます。

年齢別にみると、15歳未満の人口は4,725人(12.0%)、15歳から64歳までの人口は19,914人(50.5%)、65歳以上の人口は14,781人(37.5%)となっています。

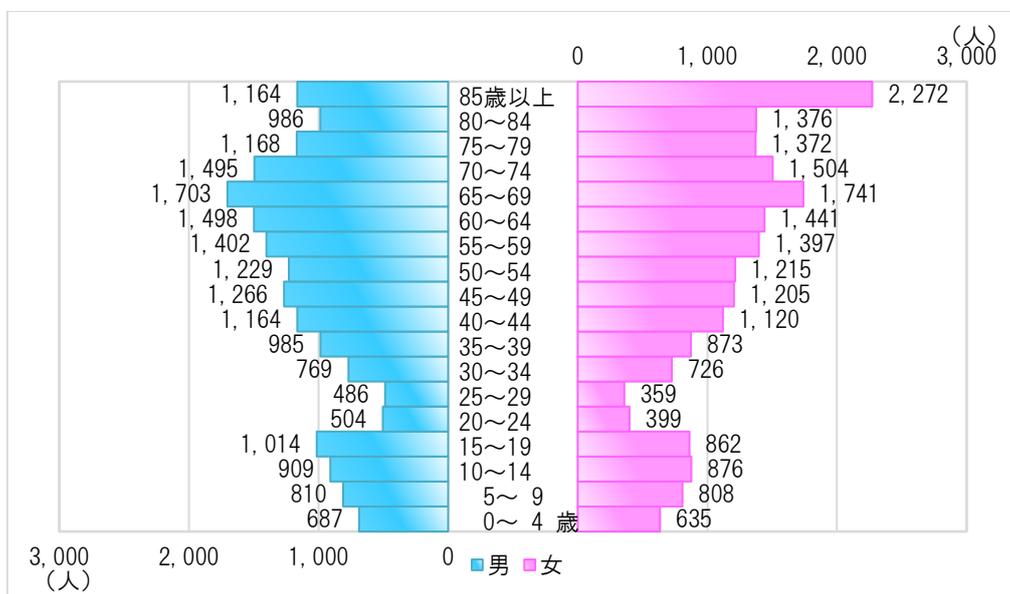


図 2-10 年齢(5歳階級)別男女別人口(人口ピラミッド)

(4) 産業の動向

1) 産業別就業者数の推移

産業別就業者数の推移は、図 2-11 に示すとおりです。

第2次産業、第3次産業がそのほとんどを占めており、ほぼ横ばいに推移しています。

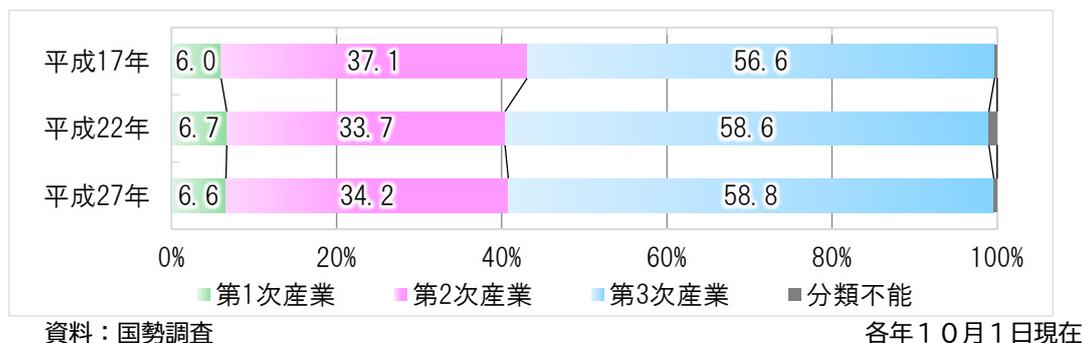


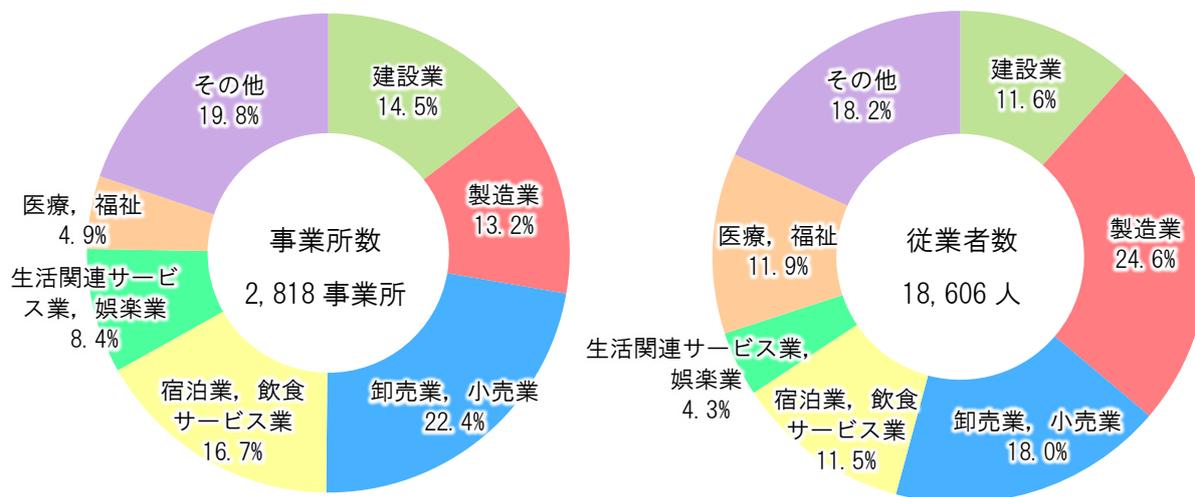
図 2-11 産業別就業者数の推移

2) 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類別の事業所数及び従業者数の割合は、図 2-12 に示すとおりです。

事業所数では、卸売業・小売業が 632 事業所（22.4%）と最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業が 471 事業所（16.7%）となっています。

従業者数では、製造業が 4,574 人（24.6%）と最も多く、次いで卸売業、小売業が 3,347 人（18.0%）となっています。



平成28年6月1日現在

資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス - 活動調査結果」

※ 民営の事業所。ただし、農林漁業（個人の経営）、家事サービス業並びに外国公務に属する事業所を除く。

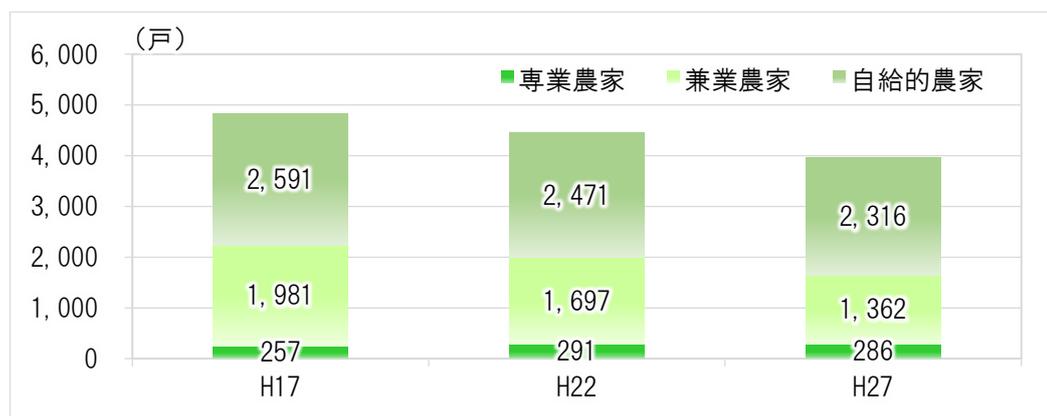
図 2-12 産業分類別事業所数・従業者数

3) 農業

農家数の推移は、図 2-13 に示すとおりです。

10年間で、兼業農家は619戸（31.2%）、自給的農家（経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家）は275戸（10.6%）減少していますが、専業農家は29戸（11.3%）増加しています。

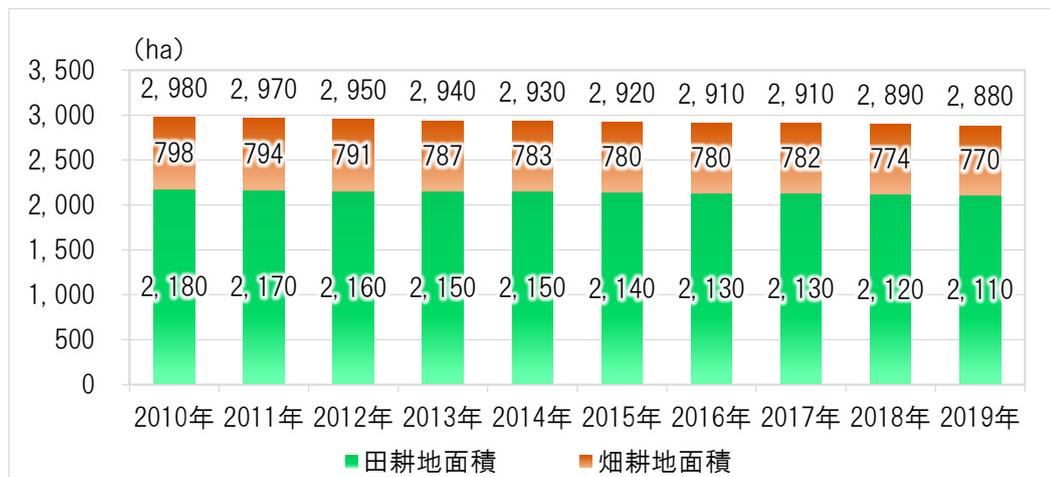
耕地面積の推移は、図 2-14 に示すとおりであり、ほぼ横ばいに推移しています。



資料：農林業センサス

各年2月1日現在

図 2-13 農家数の推移



資料：農林水産省「作物統計調査」

各年7月15日現在

図 2-14 耕地面積の推移

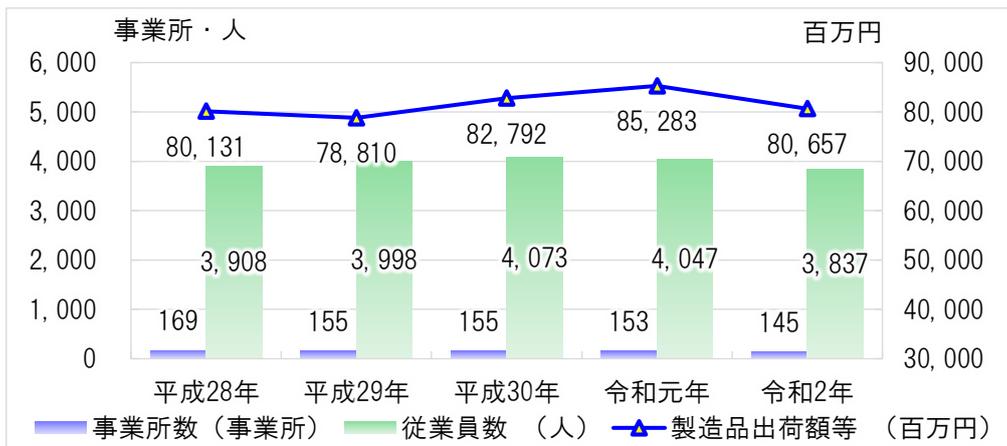
4)工業

工業の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移は、図 2-15 に示すとおりです。

事業所数は減少傾向にあり、5年間で24事業所（14.2%）減少していますが、従業員数はほぼ横ばいで推移しています。製造品出荷額等は増加傾向にありましたが、令和2（2020）年は80,657百万円と対前年比5.4%減となっています。

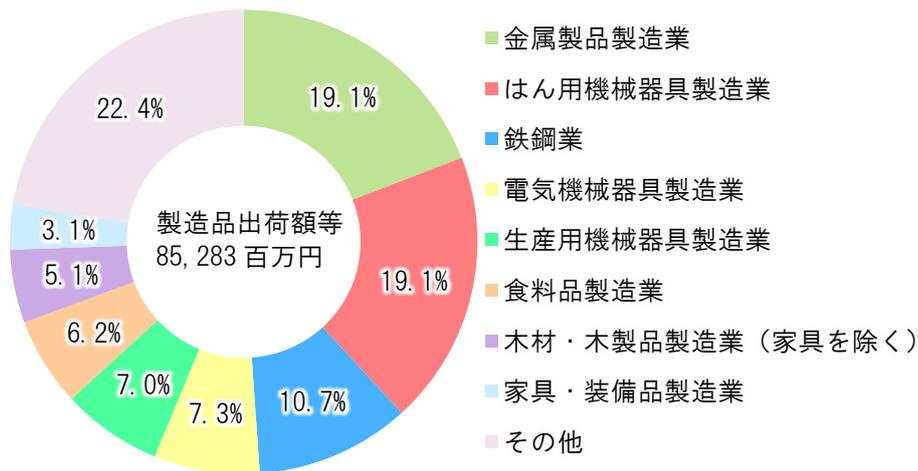
産業分類別の製造品出荷額等の割合は図 2-16 に示すとおりです。

金属製品製造業が1,629百万円（19.1%^{*}）と最も多く、次いで、はん用機械器具製造業が1,628百万円（19.1%^{*}）となっています。



注) 事業所数、従業員数は各年6月1日現在。製造品出荷額は、前年1月～12月の1年間の数値
資料：工業統計調査（平成28年は経済センサスー活動調査）

図 2-15 工業の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移



資料：2019年工業統計調査
（2018年1月～12月）

図 2-16 産業分類別製造品出荷額等の割合

※端数は四捨五入で計算したため、金額が異なっても、同じ割合で表示されています。

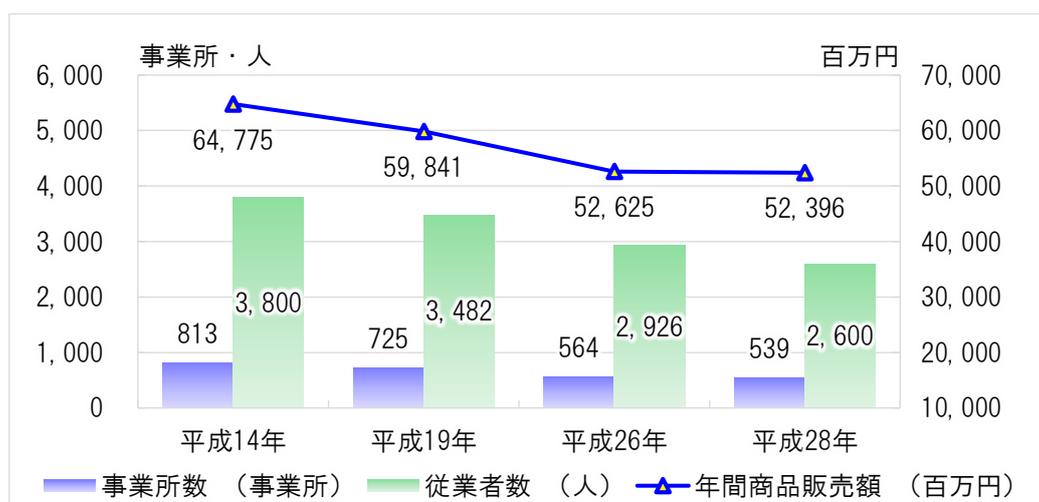
5) 商業

商業の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移は、図 2-17 に示すとおりです。

いずれの項目も減少傾向にあり、14年間で事業所は274事業所(33.7%)、従業員数は1,200人(31.6%)、年間商品販売額は12,379百万(19.1%)減少しています。

産業分類小分類別の年間商品販売額の割合は、図 2-18 に示すとおりです。

卸売業では、飲食料品卸売業が5,668百万円と最も多く、小売業では、燃料小売業や医薬品・化粧品小売業などのその他の小売業が17,836百万円と最も多くなっています。



※平成14年6月1日現在(販売額は平成13年4月から平成14年3月までの1年間の販売額)

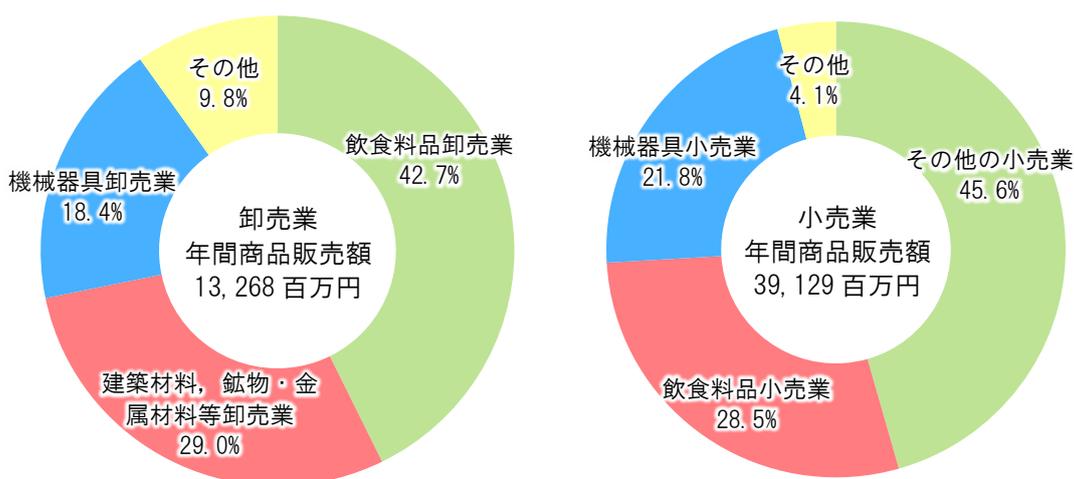
※平成19年6月1日現在(販売額は平成18年4月から平成19年3月までの1年間の販売額)

※平成26年7月1日現在(販売額は平成25年1月から12月までの1年間の販売額)

※平成28年6月1日現在(販売額は平成27年1月から12月までの1年間の販売額)

資料：商業統計調査(「平成28年」：経済センサス-活動調査)

図 2-17 商業の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等の推移



平成27年1月から12月までの1年間の販売額

資料：経済センサス-活動調査

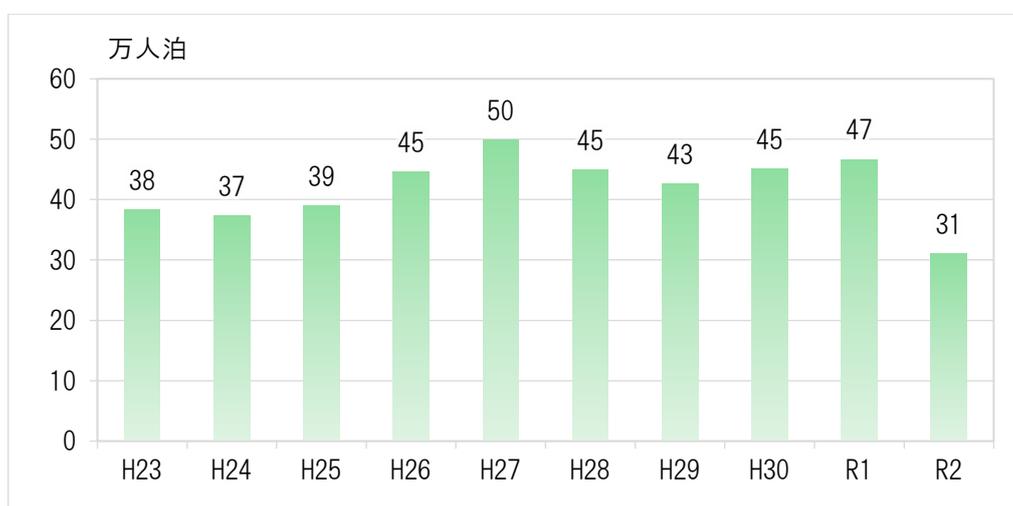
図 2-18 産業分類小分類別の年間商品販売額の割合

6) 観光

宿泊客数の推移は、図 2-19 に、観光地点分類別の観光入込客数の推移は、図 2-20 に示すとおりです。

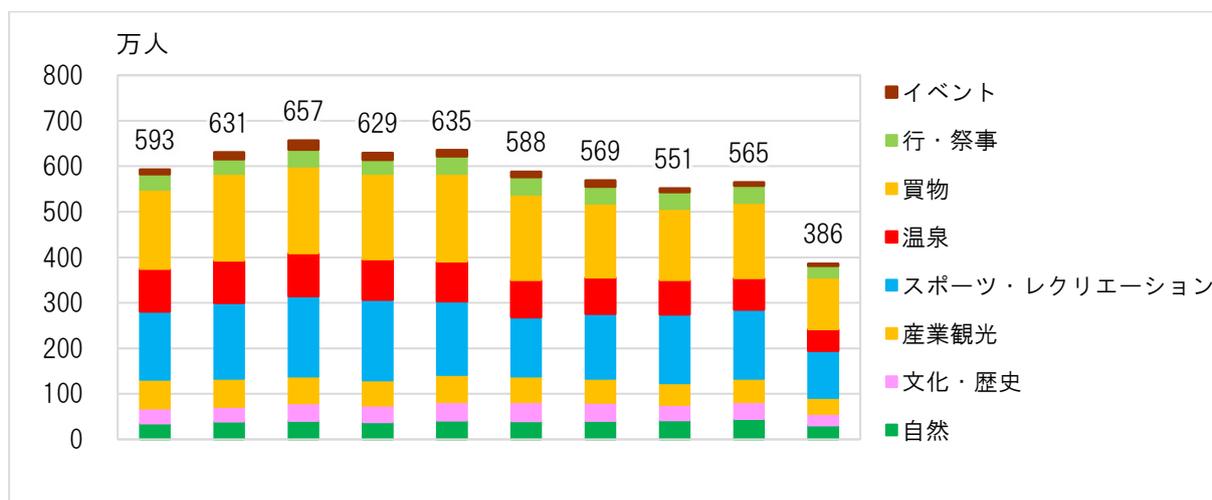
令和 2 (2020) 年度の宿泊客数は約 31 万人泊で、前年 (約 47 万人泊) より約 16 万人泊 (33.5%) 減少しています。また、観光入込客数は約 386 万人で、前年 (565 万人) より約 180 万人 (31.6%) 減少しています。

観光客数減少の主な原因として、令和 2 (2020) 年 1 月頃から新型コロナウイルス感染症が世界的に広がったことが挙げられます。わが国でも特措法に基づく「緊急事態宣言」が令和 2 (2020) 年度中に 2 回発令され、不要不急の外出の自粛が広まった結果、観光業に大きな打撃を受けました。本市においても、その影響により宿泊客数及び観光入込客数が大きく減少しています。



出典：郡上市ホームページ

図 2-19 宿泊客数の推移



出典：郡上市ホームページ

図 2-20 観光地点分類別の観光入込客数の推移

(5)土地利用状況

地目別土地面積の推移は、表 2-1 に示すとおりです。農地、森林が減少し、道路、宅地などが増加しています。

地目別土地面積の割合は、図 2-21 に示すとおりです。森林が89.1%と全体の約9割を占めており、農地が2.8%、道路が2.2%、宅地が1.3%、水面・河川・水路が1.1%となっています。

表 2-1 地目別土地面積の推移

単位：ha

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
農地	2,937	2,933	2,920	2,910	2,912	2,894	2,880
森林	91,877	91,870	92,033	91,835	91,827	91,827	91,806
原野等	13	13	13	13	13	13	13
水面・河川・水路	1,168	1,168	1,167	1,169	1,169	1,168	1,167
道路	2,258	2,258	2,258	2,261	2,268	2,273	2,274
宅地	1,320	1,332	1,340	1,341	1,345	1,345	1,352
その他	3,506	3,501	3,344	3,546	3,541	3,555	3,583
合計	103,079	103,075	103,075	103,075	103,075	103,075	103,075

資料：岐阜県 都市政策課「土地利用区分別面積実態調査」

各年10月1日現在

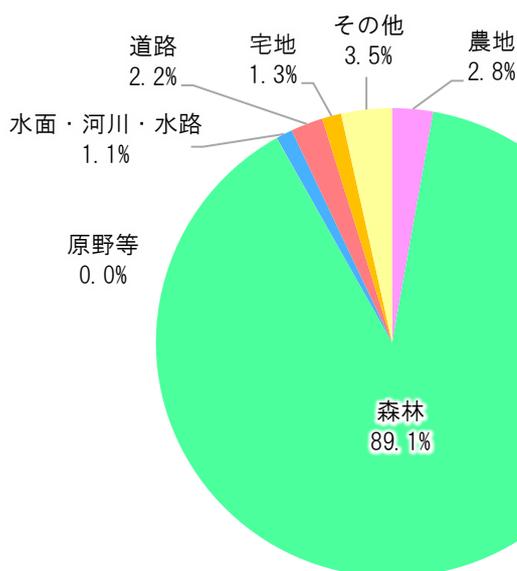


図 2-21 地目別土地面積の割合 (令和元(2019)年10月1日現在)

第3章 ごみ処理の現状及び評価

第1節 ごみ処理の現状

(1)ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、図 3-1 に示すとおりです。

本計画では、市民及び事業者等によって排出される全ての一般廃棄物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、事業者独自の資源回収・処理や市民による自家処理（生ごみの減量化等）によって、資源回収等がなされているもの等については、実数として捉えることが困難なことから、これを除いたものを「ごみ総排出量」とし、「ごみ総排出量」のうち、集団回収を除いたものを「ごみ排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活系ごみ」、事業所やなどから排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活系ごみのうち、資源ごみと学校などでの集団回収で集められた資源を除いた、処理・処分が必要な可燃ごみ及び不燃ごみ等を「家庭系ごみ」とします。

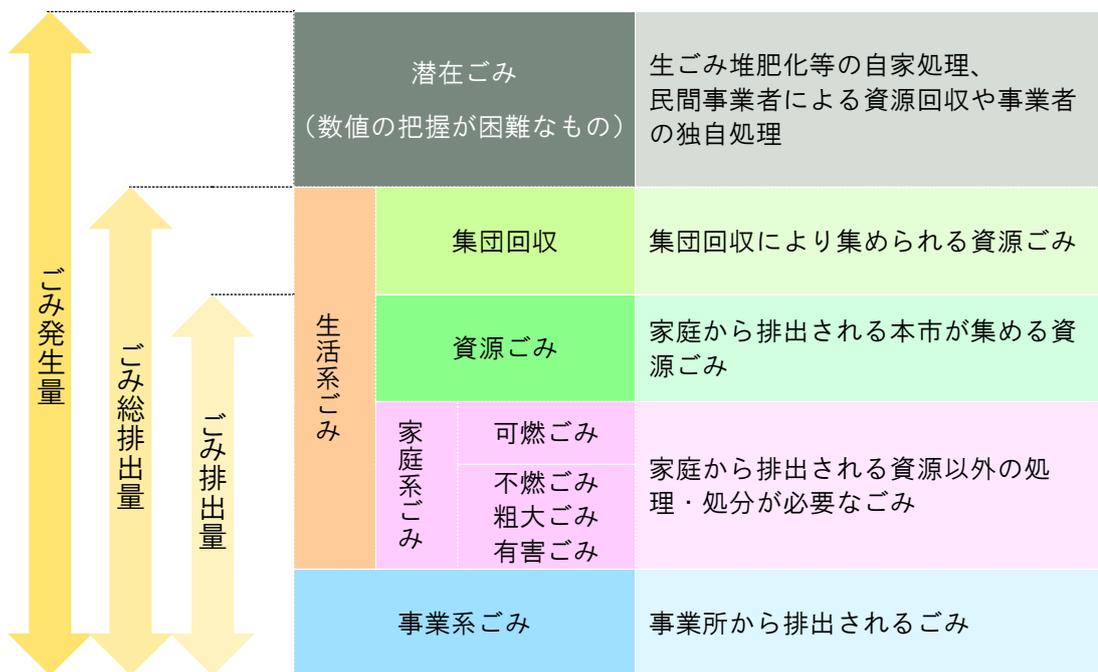


図 3-1 ごみ排出区分の定義

(2)ごみ処理体制

1)分別区分

本市が収集・回収する生活系ごみの分別区分は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 生活系ごみの分別区分（令和3(2021)年度）

分別区分（30種）	
燃えるごみ（可燃ごみ） 1種	
不燃ごみ 2種	
ガラス・陶磁器	
がれき類	
粗大ごみその他 1種	
資源ごみ 24種	
小型金物類	製品プラスチック
缶類	ダンボール
スプレー缶・ガス缶	新聞
刃物	広告・チラシ
無色透明びん	図書・雑誌
茶色びん	ボール紙類
その他色びん	小紙片
ペットボトル（無色透明）	牛乳パック類
ペットボトル（有色）	廃食用油
白色トレイ	古着・古布
色付・柄付トレイ	シュレッダーに掛けた古紙
発泡スチロール（箱・緩衝材）	家電リサイクル品
有害ごみ 2種	
蛍光管・電球	
廃乾電池	

2)生活系ごみのフロー

本市が収集・回収する生活系ごみのフローは、図3-2に示すとおりです。

本市の燃えるごみ（以下、「可燃ごみ」という。）及び粗大ごみの可燃残渣については、郡上クリーンセンターで焼却処理を行っています。また、ガラス・陶磁器の処理や、金属類を除く資源ごみの処理はクリーンセンター内にあるリサイクルプラザで行っており、粗大ごみ及び金属類等については郡上北部クリーンセンターで処理を行っています。

なお、事業系ごみは、一般廃棄物については、原則として事業者自ら直接処理施設へ持ち込み、若しくは一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼するとしていますが、可燃ごみは事業系ごみ専用袋で1収集日に3袋まで、家庭系一般廃棄物と同様に処理を行っています。

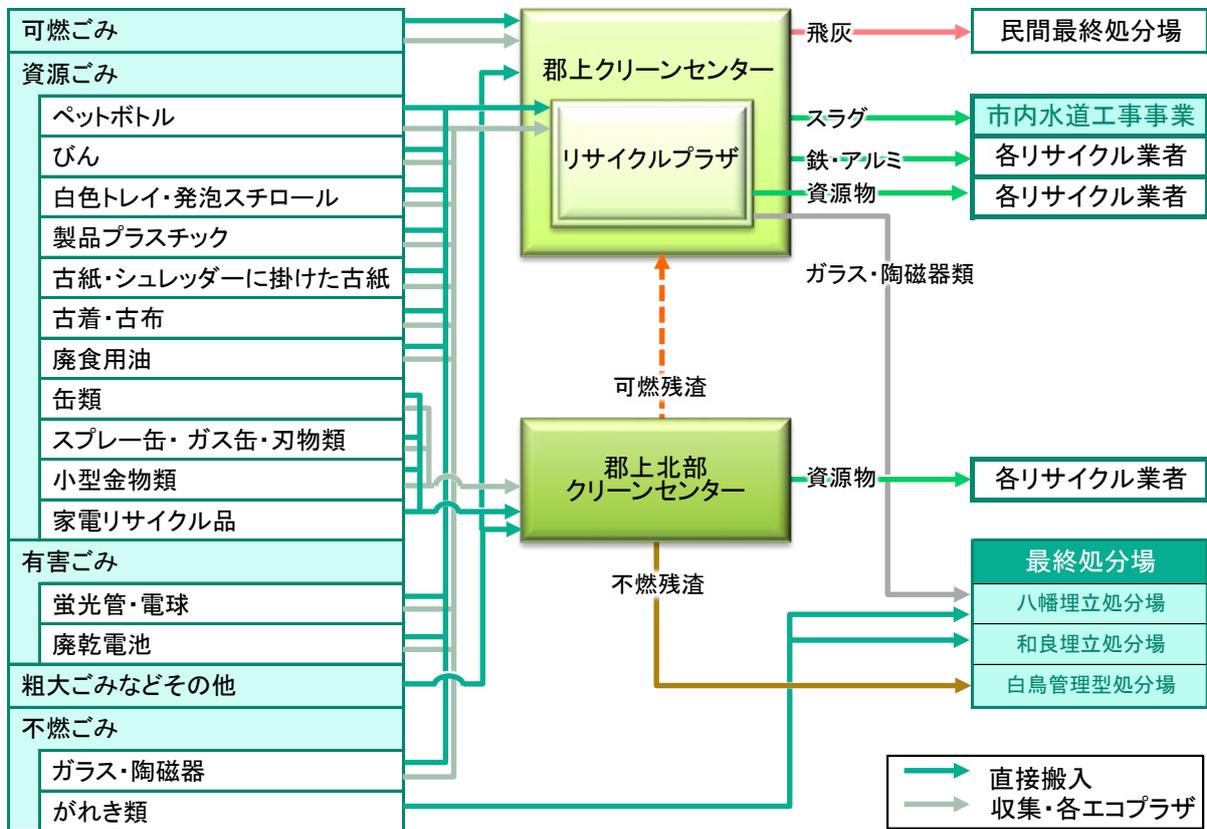


図3-2 生活系ごみのフロー（令和3(2021)年度）

3)収集運搬体制

本市の令和3(2021)年度における指定収集場所の収集・運搬体制は、表3-2に示すとおりです。

なお、資源持込拠点である中継施設(以下、「エコプラザ」という。)の詳細は、図3-3及び表3-3(1)～表3-3(7)に示します。

表3-2 指定収集場所の収集・運搬体制(令和3(2021)年度)

分別区分	収集方式	ステーション等 収集回収※	運搬車両	収集容器等	
可燃ごみ	ステーション 総合ステーション	週2回	パッカー車	指定袋	
ガラス・陶磁器	総合ステーション エコプラザ (白鳥、高鷲、明宝)	月1回	トラック	コンテナ	
資源ごみ	ペットボトル	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	ネット
	びん	総合ステーション エコプラザ (八幡、白鳥、高鷲、明宝)	月1回	トラック	コンテナ
	白色トレイ・ 発泡スチロール	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	ネット
	製品プラスチック	令和3(2021)年 審議中			
	古紙・ シュレッダーに掛 けた古紙	総合ステーション 全エコプラザ	月1回	トラック	紐結束 袋
	古着・古布	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	指定袋
	缶類	総合ステーション エコプラザ (八幡、高鷲、明宝)	月1回	トラック	コンテナ
	スプレー缶・ ガス缶・刃物類	総合ステーション エコプラザ (大和、高鷲、明宝)	月1回	トラック	コンテナ
	小型金物類	総合ステーション エコプラザ(高鷲、明宝)	月1回	トラック	コンテナ
	廃食用油	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	ペットボトル等
有害ごみ	蛍光灯・電球	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	コンテナ
	廃乾電池	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	袋 コンテナ

※エコプラザの収集回収については、表3-3に記載

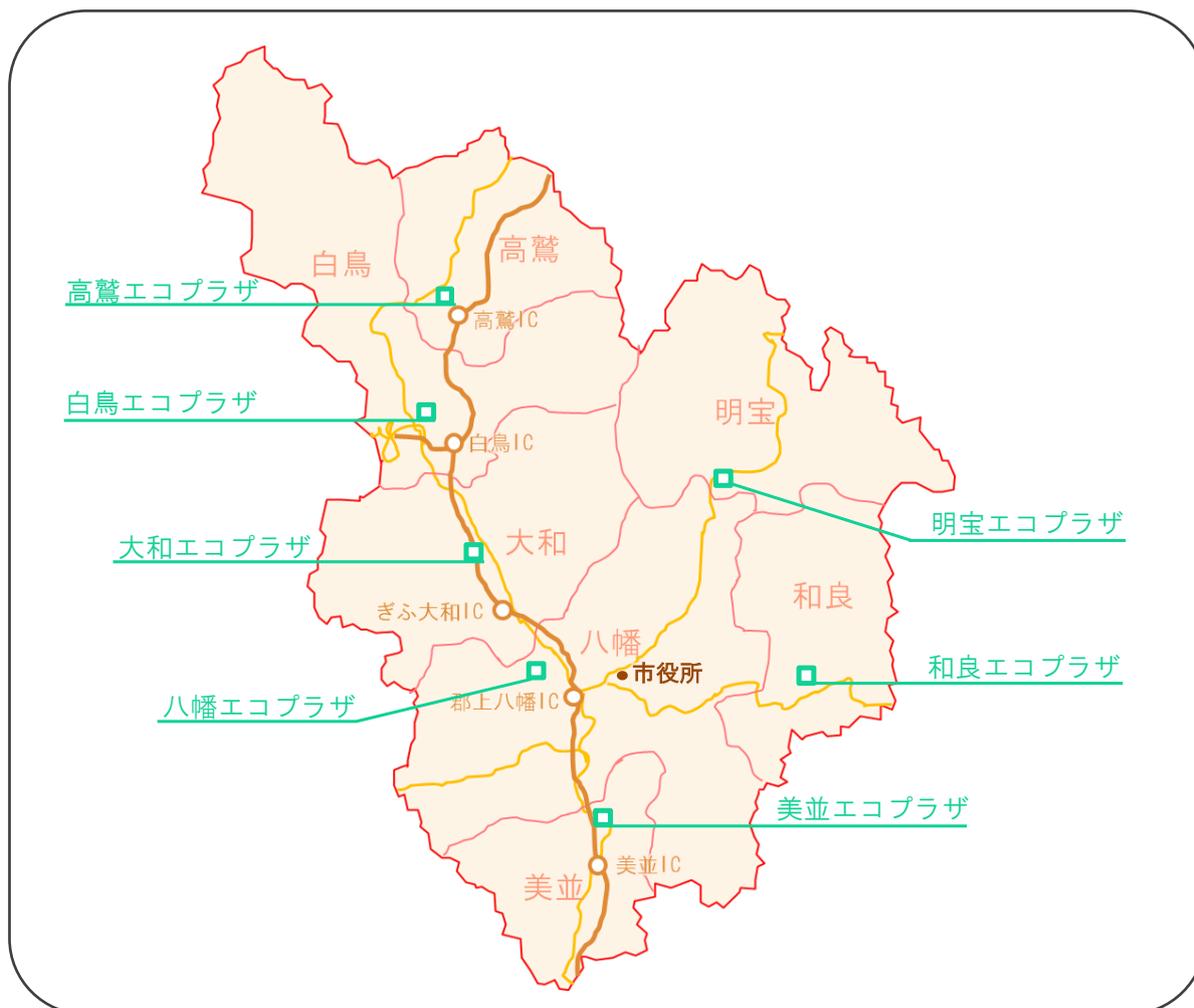


図 3-3 郡上市のエコプラザ位置図

表 3-3(1) 八幡エコプラザの概要

項目	内容
名称	八幡エコプラザ
所在地	八幡町有坂 50-1
開設日時	日曜日（年末年始を除く） 9：00～16：00 まで
回収品目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙 ・ 白色トレイ ・ びん ・ 古着、古布 ・ 廃乾電池 ・ ペットボトル ・ 発泡スチロール ・ 缶類 ・ 蛍光管、電球 ・ 廃食用油

出典：郡上市ホームページ

表 3-3(2) 大和エコプラザの概要

項目	内容
名称	大和エコプラザ
所在地	大和町剣 4-5
開設日時	毎週日曜日（年末年始を除く） 9：00～12：00 まで
回収品目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙 ・ 白色トレイ ・ 古着、古布 ・ 廃乾電池 ・ 刃物類 ・ ペットボトル ・ 発泡スチロール ・ 蛍光管、電球 ・ 廃食用油

出典：郡上市ホームページ

表 3-3(3) 白鳥エコプラザの概要

項目	内容
名称	白鳥エコプラザ
所在地	白鳥町白鳥 36-1
開設日時	毎週火曜日、毎月第 2・4 日曜日（年末年始を除く） 9：00～12：00 まで
回収品目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙 ・ 白色トレイ ・ 古着、古布 ・ びん ・ 廃食用油 ・ ペットボトル ・ 発泡スチロール ・ 蛍光管、電球 ・ 廃乾電池 ・ ガラス、陶磁器

出典：郡上市ホームページ

表 3-3(4) 高鷲エコプラザの概要

項目	内容
名称	高鷲エコプラザ
所在地	高鷲町大鷲 2442-9
開設日時	毎月第 1・3 日曜日（年末年始を除く） 9：00～12：00 まで
回収品目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙 ・ 白色トレイ ・ 古着、古布 ・ びん ・ 蛍光管、電球 ・ ガラス、陶磁器 ・ ペットボトル ・ 発泡スチロール ・ 廃食用油 ・ 缶類 ・ 廃乾電池 ・ 小型金物類

出典：郡上市ホームページ

表 3-3(5) 美並エコプラザの概要

項目	内容
名称	美並エコプラザ
所在地	美並町三戸 1059-1
開設日時	毎月第 2・4 日曜日（年末年始を除く）9：00～11：30 まで
回収品目	・古紙

出典：郡上市ホームページ

表 3-3(6) 明宝エコプラザの概要

項目	内容
名称	明宝エコプラザ
所在地	明宝大谷 201-1
開設日時	毎月第 2 水曜日・第 3 日曜日（年末年始を除く）9：00～11：30 まで
回収品目	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 ・発泡スチロール ・缶類 ・廃乾電池 ・ペットボトル ・小型金物類 ・白色トレイ ・びん ・廃食用油 ・古着、古布 ・蛍光管、電球 ・ガラス、陶磁器

出典：郡上市ホームページ

表 3-3(7) 和良エコプラザの概要

項目	内容
名称	和良エコプラザ
所在地	和良町沢 1056-1
開設日時	毎月第 1・3 日曜日（年末年始を除く）8：30～12：00 まで
回収品目	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 ・発泡スチロール ・廃食用油 ・蛍光管、電球 ・白色トレイ ・古着、古布 ・廃乾電池 ・ペットボトル

出典：郡上市ホームページ

4) 中間処理施設

本市の中間処理施設は、表 3-4(1)～表 3-4(2)及び図 3-4 に示します。

本市の燃えるごみ（可燃ごみ）及び資源ごみの多くは、郡上クリーンセンターで、粗大ごみや小型金物類などの破碎の必要性のある品目については、郡上北部クリーンセンターで処理が行われています。

また、郡上環境衛生センターで発生した脱水汚泥は生ごみと混ぜて堆肥化が行われていますが、脱水し渣は郡上クリーンセンターで焼却処理をされています。

表 3-4(1) 中間処理施設の概要（令和 3（2021）年度）

項目		内容
郡上クリーンセンター		
所在地		郡上市八幡町有坂 148 番地 5
敷地面積		10,912.84m ²
ごみ焼却施設	処理能力	75 t/日（37.5 t/24h×2 炉）
	炉形式	連続燃焼式焼却炉
	受入・供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
	ガス化溶融設備	流動床式ガス化炉、巡回式溶融炉
	排水処理設備	凝集沈殿+砂ろ過 クローズドシステム
	竣工	平成 18 年 3 月
リサイクルプラザ	処理対象	ペットボトル、びん、白色トレイ・発泡スチロール、製品プラスチック、古紙・シュレッダーに掛けた古紙、古着・古布、廃食用油、蛍光管・電球、廃乾電池、ガラス・陶磁器
	処理方式	手選別方式他
	処理能力	13 t/5h
	竣工	平成 18 年 3 月
郡上北部クリーンセンター		
所在地		白鳥町二日町 1534
処理対象		粗大ごみ、小型金物、缶類
処理方式		二軸+衝撃せん断回転式破碎機
処理能力		8 t/5h
竣工		平成 10 年 3 月

出典：郡上市一般廃棄物処理実施計画

表 3-4(2) 中間処理施設の概要（令和3(2021)年度）

項目	内容
郡上環境衛生センター	
所在地	八幡町吉野 1532
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式 資源化：密閉型機械発酵方式＋堆積型発酵方式
処理能力	主処理：90kL (し尿 24kL/日、浄化槽・農集汚泥 66kL/日) 資源化：3.4t/日 (脱水汚泥 3.0t/日、生ごみ0.4t/日)
稼働開始	平成14年3月

出典：郡上市一般廃棄物処理実施計画



図 3-4 郡上市の中間処理施設位置図

5)最終処分場

本市の最終処分場は、表 3-5 及び図 3-5 に示します。

郡上北部クリーンセンターから排出される不燃残渣は、白鳥管理型処分場で処理しており、がれき類などは、八幡市島埋立場及び和良埋立場で処理しています。

また、郡上クリーンセンターから排出される飛灰については、民間の最終処分場に処理を委託しています。

表 3-5 最終処分場の概要（令和 3（2021）年度）

項目	内容
白鳥管理型処分場	
所在地	郡上市白鳥町歩岐島 14-1
埋立面積	2,100 m ²
残余容量	2,251.4 m ³
埋立容量	4,140 m ³
理立方式	セル方式
遮水工の有無	有
浸出水処理施設	有：20 m ³ / 日
処理品目	不燃残渣等
八幡市島埋立場	
所在地	郡上市八幡町市島 2218-1
残余容量	7,771.8 m ³
埋立容量	12,700 m ³
遮水工の有無	無
浸出水処理施設	無
処理品目	陶磁器、がれき類（コンクリート殻、タイル、煉瓦）
和良埋立場	
所在地	郡上市和良町鹿倉 1490-1
残余容量	531.4 m ³
埋立容量	5,520m ³
遮水工の有無	無
浸出水処理施設	無
処理品目	陶磁器、がれき類（コンクリート殻、タイル、煉瓦）

出典：郡上市一般廃棄物処理実施計画



図 3-5 郡上市の最終処分場位置図

(3)ごみ処理の実績

1)ごみ排出量・処理量の推移

本市における過去10年間のごみ排出量、資源化量、中間処理量及び最終処分量の推移は、表3-6に示すとおりです。

本市では、令和元(2019)年度まで容器包装プラスチックの分別収集を行っていましたが、令和2(2020)年度から容器包装プラスチックは燃えるごみとして収集しています。

表3-6 ごみ排出量・処理量の推移

	単位	実績									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
処理区域内人口	人	46,510	45,920	45,407	44,732	44,158	43,538	42,887	42,300	41,592	40,882
ごみ排出量	t/年	11,932	11,958	11,960	11,741	12,022	11,582	11,540	11,620	11,608	11,647
郡上クリーンセンター搬入量	t/年	11,417	11,430	11,411	11,225	11,466	11,031	11,020	10,995	10,972	10,908
燃えるごみ(可燃ごみ)	t/年	9,271	9,369	9,428	9,417	9,635	9,406	9,571	9,579	9,610	9,637
収集	t/年	6,085	6,136	6,113	6,102	6,094	6,004	6,048	5,894	5,816	5,954
直接搬入	t/年	3,186	3,233	3,315	3,315	3,541	3,402	3,524	3,685	3,794	3,683
不燃ごみ	t/年	208	192	205	193	224	188	190	225	192	223
陶磁器・ガラス	t/年	208	192	205	193	224	188	190	225	192	223
資源ごみ	t/年	1,938	1,869	1,778	1,615	1,607	1,437	1,258	1,191	1,169	1,047
容器包装プラスチック	t/年	110	89	85	82	89	88	79	79	74	—
ペットボトル	t/年	87	69	62	56	57	62	59	65	66	58
食品用トレイ・発泡スチロール	t/年	24	16	14	11	14	14	11	12	11	12
びん	t/年	480	474	457	432	447	418	401	371	373	339
ガラスびん(無色透明)	t/年	183	183	176	166	177	172	161	149	149	143
ガラスびん(茶色)	t/年	193	190	178	164	163	151	138	134	131	119
ガラスびん(その他)	t/年	62	58	65	62	69	65	68	56	64	52
一升びん	t/年	37	38	35	35	34	28	31	30	26	24
ビールびん	t/年	5	5	4	4	3	3	3	3	2	2
古紙類	t/年	1,039	994	966	848	808	667	562	515	493	490
ダンボール	t/年	222	214	208	186	183	151	131	125	121	145
新聞紙・チラシ	t/年	363	353	367	308	284	237	190	171	157	145
雑誌・図書	t/年	394	374	339	294	283	226	193	174	172	163
シュレッダー古紙	t/年	17	15	15	24	23	23	23	21	20	17
ボール紙	t/年	37	33	33	32	31	26	21	20	19	15
飲料用紙パック	t/年	5	5	5	4	4	4	4	4	4	5
古着・古布	t/年	156	163	152	140	146	125	110	106	99	104
廃食用油	t/年	18	18	18	18	20	17	16	16	15	13
蛍光管・電球	t/年	9	16	8	14	13	9	8	10	14	7
乾電池	t/年	15	29	15	15	13	37	13	17	25	24
郡上北部クリーンセンター搬入量	t/年	448	464	485	452	498	493	498	572	583	696
粗大金属類	t/年	274	301	336	313	363	366	378	456	470	581
缶類	t/年	175	163	149	139	134	127	120	116	113	115
郡上環境衛生センター資源化施設搬入量(生ごみ)	t/年	66	64	64	64	59	58	22	52	54	44

2)ごみ排出量

本市のごみ排出量の実績は、図 3-6 に示すとおり、横ばい傾向にあります。

しかし、発生原単位を見ると、「1人1日あたりごみ総排出量」及び「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」は増加傾向にあります。

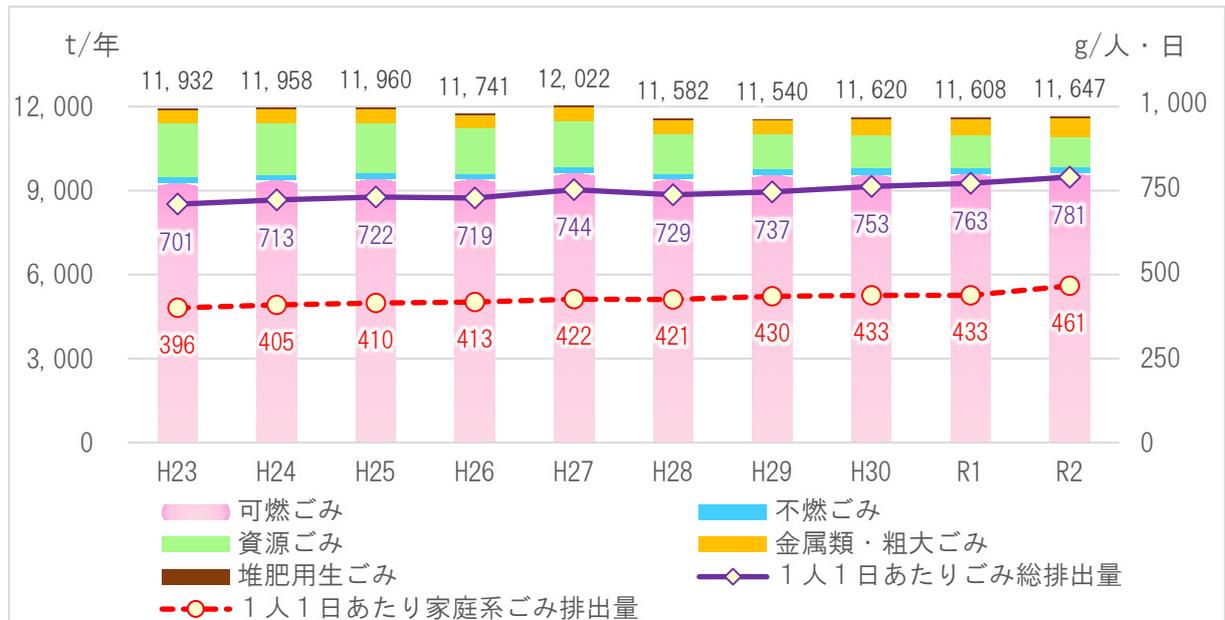


図 3-6 ごみ排出量の実績

3) 資源化量・リサイクル率

本市の資源化量・リサイクル率の実績は、図 3-7 に示すとおり、減少傾向にあります。

郡上クリーンセンター（リサイクルプラザ）の資源化量は、10年間で4割以上減少しました。これは、市内各所に民間事業者による資源ごみの無料回収所が設置され、市民がいつでも資源を排出できる環境となったことが原因です。なお、平成29(2017)年度に郡上環境衛生センター資源化量が一時的に減少している理由は、施設の改修工事のため、堆肥化作業が6ヶ月間中断していたためです。

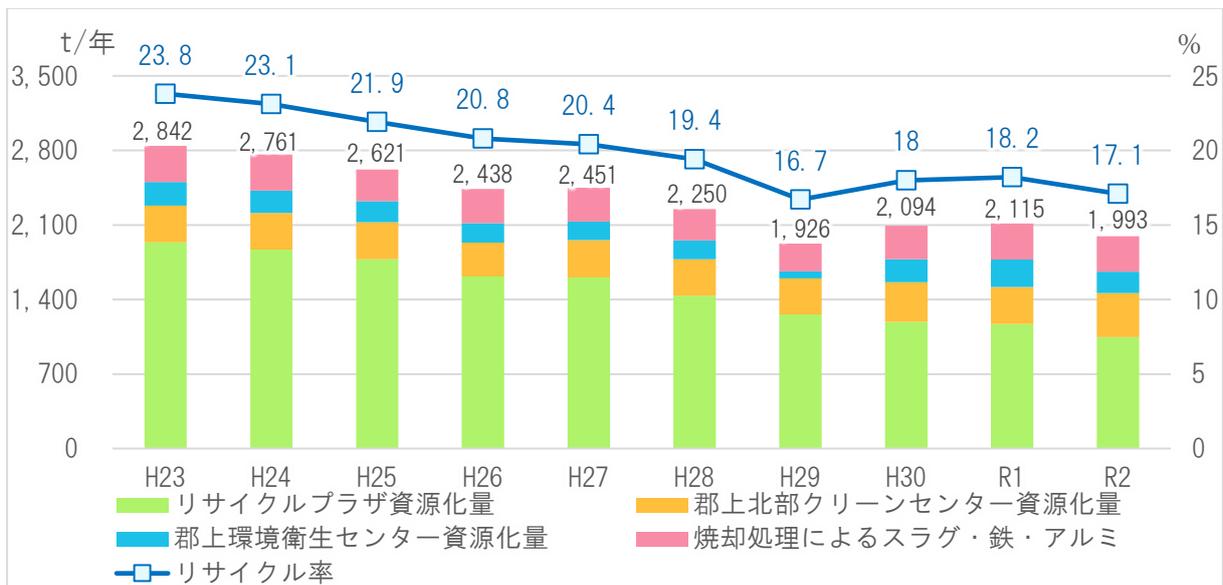


図 3-7 資源化量・リサイクル率の実績

4)最終処分量

本市の最終処分量の実績は、図 3-8 に示すとおり、わずかに増加傾向にあります。

令和 2 (2021)年度は過去 10 年間で最も最終処分量が多くなりましたが、これは飛灰の処理量が増加したためです。しかし、最終処分率 ※は 8%程度と、良好な状況であると言えます。

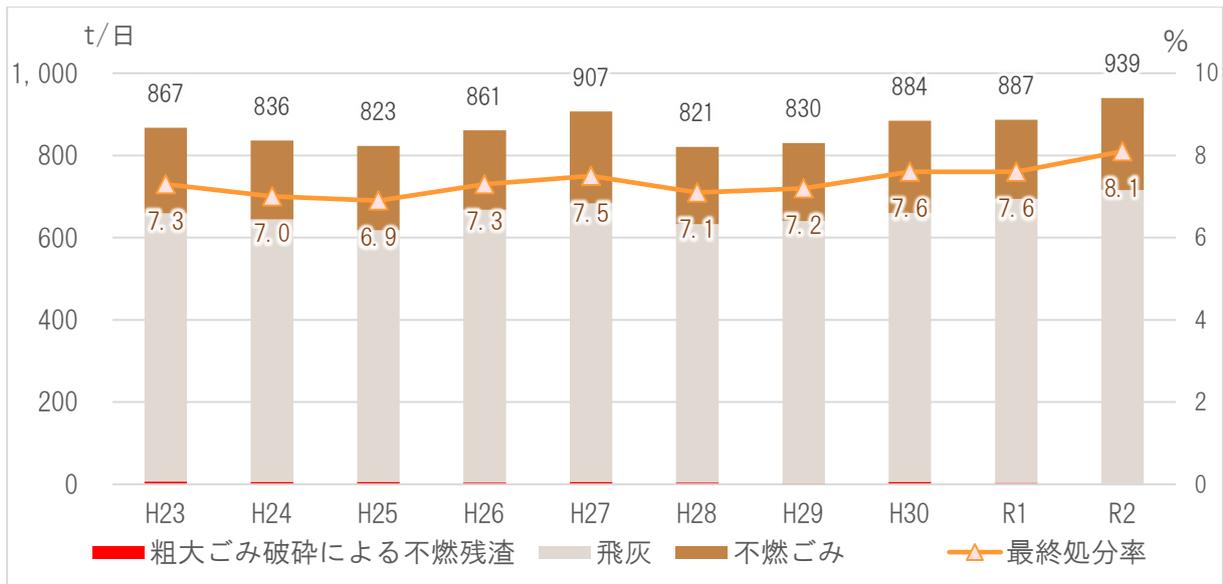


図 3-8 最終処分量の実績

※最終処分率：最終処分量 ÷ ごみ排出量 × 100

(4)ごみ処理の評価

本市のごみ処理の状況を、表 3-7 に示す 5 つの項目について、一般廃棄物処理実態調査（環境省）より抽出し、本市と都市形態区分・人口・産業構造が比較的類似している岐阜県内の自治体（恵那市、海津市、下呂市、飛騨市、瑞浪市、瑞穂市、本巣市及び山県市）の平均（以下、「類似団体平均」という。）と比較・評価しました。

図 3-9 は、類似団体平均を 100 とした時の本市の評価値※の比率を表しており、100 よりも大きな値であると高評価になることから、レーダーチャートの五角形の面積が大きいほど、本市が優れていることを表します。

本市の評価値は、人口一人一日あたりごみ総排出量、廃棄物からの資源回収率及び廃棄物のうち最終処分される割合のうち最終処分される割合が基準値 100 を大幅に上回る良好な評価となっています。

表 3-7 5 つの評価項目及び評価値

評価項目	単位	郡上市	類似団体平均	評価値
①人口一人一日あたりごみ総排出量	g/人・日	820	822	100.2
②廃棄物からの資源回収率	%	16.7	16.0	104.4
③廃棄物のうち最終処分される割合	%	7.8	9.0	113.3
④人口一人当たり年間処理経費	円/人/年	16,128	14,949	92.1
⑤最終処分に要する費用	円/年	57,809	53,251	91.4

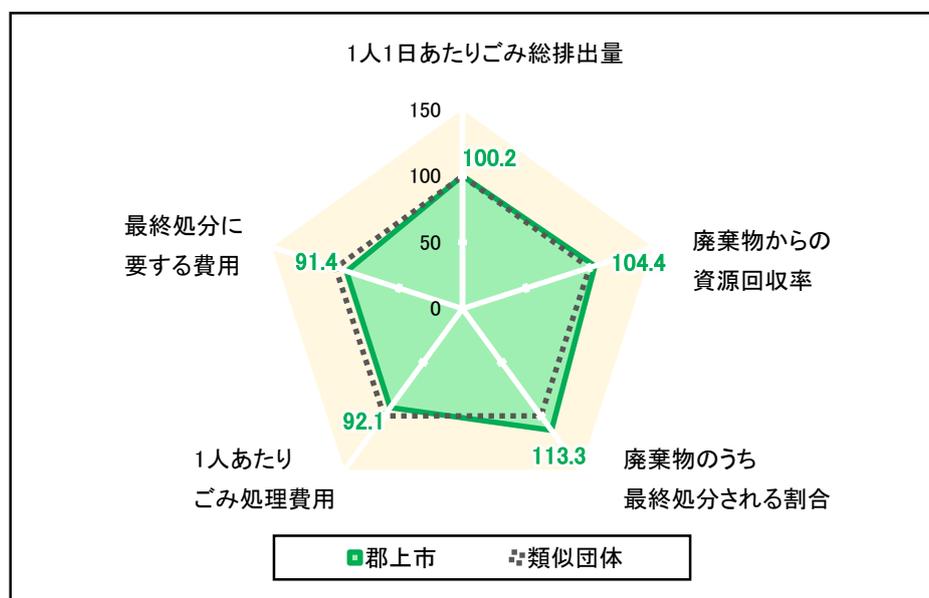


図 3-9 本市のごみ処理の評価

※ 評価値は、評価項目の基準値を 100 としたときの指標値の比率（指数）を、『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（平成 25（2013）年 4 月・環境省）により算出しました。

第2節 ごみ組成調査の結果

家庭から排出される可燃ごみ（家庭系可燃ごみ）と、事業所から排出される可燃ごみ（事業系可燃ごみ）について、その組成を分析し、ごみ組成や分析状況及び資源化が可能な資源の混入状況を把握することで、計画策定のための資料とすることを目的とし、令和3年7月にごみ組成調査を実施しました。

(1) 家庭系可燃ごみの調査

家庭系可燃ごみの中に混入していた資源は12%と、良好な分別がされてました。

また、生ごみ（調理くず・手つかず食品・食べ残し）は25%を占めていました。

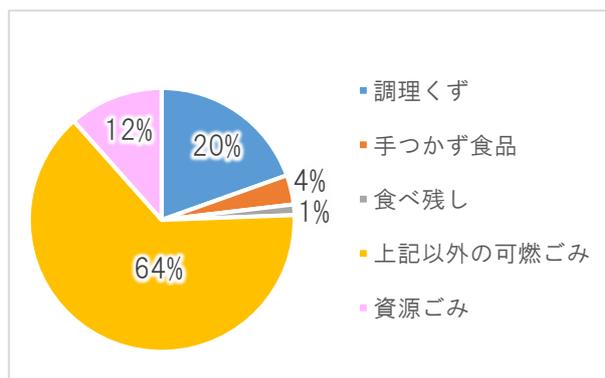


図 3-10 家庭系可燃ごみの組成

(2) 事業系可燃ごみの調査

事業系可燃ごみの中に混入していた資源は12%と、良好な分別がされてました。

また、生ごみ（調理くず・手つかず食品・食べ残し）は34%を占めており、スーパーなどの販売店の売れ残り食品が多く確認できました。他にも観光客が捨てたと思われるごみ（紙皿・紙コップ、プラスチック製のカップ、ストロー、割りばし、花火など）も多く、時期によって量の増減や組成の変動が予測されます。

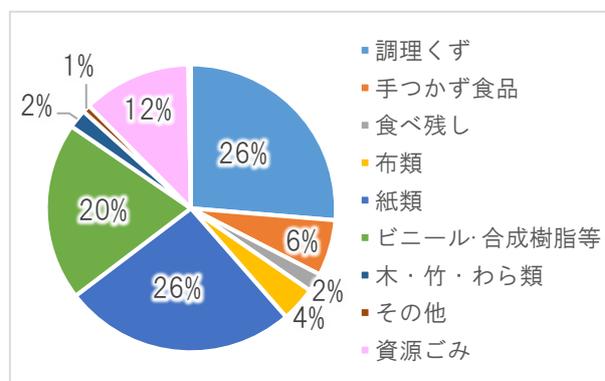


図 3-11 事業系可燃ごみの組成

第3節 アンケート調査の結果

住民満足度を把握するとともに、ごみ出しの状況やごみに対する考えを把握し、計画策定のための資料とすることを目的とし、アンケート調査を実施しました。

(1)調査の概要

調査の概要は、表 3-8 に示すとおりです。

表 3-8 アンケート調査の概要

項目	内容
調査対象	住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上：1,000名
調査方法	郵送による送付・回収、無記名式
実施期間	令和3年8月6日（送付日）～8月27日（回収期限）
回収状況	回収数：538通、回収率：53.8%、標本誤差※：4.2%

※標本誤差とは、アンケート結果の正確さを表す数値であり、本調査は国が実施している調査の目安である「誤差率5%」を下回り良好です。

(2)調査結果(抜粋)

後述するごみ処理の課題に関するアンケート結果を、以下に抜粋します。

資源ごみの出し方について、どのような内容で困りましたか？（複数回答可）

5人にひとりが資源ごみの出し方について「困ったことがある」と回答しています。

その中でも[分別方法]で困ったと回答された方は、7割でした。

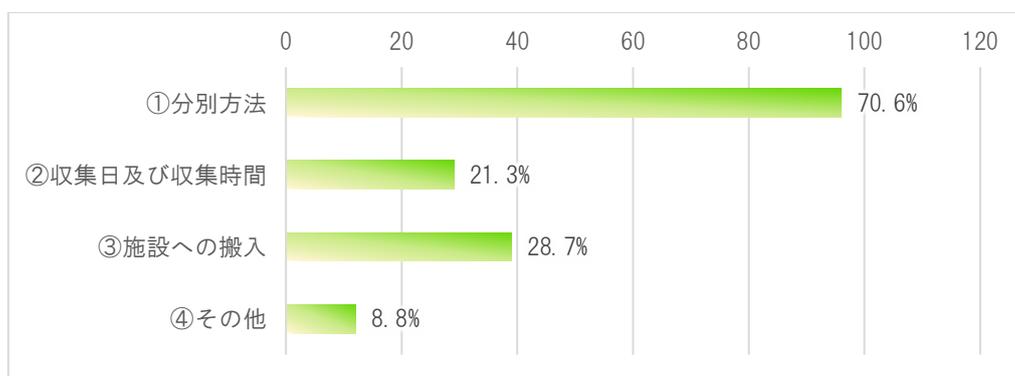


図 3-12 資源ごみの出し方について困った内容

粗大ごみの出し方について、どのような内容で困りましたか？（複数回答可）

2人にひとりが粗大ごみの出し方について「困ったことがある」と回答しています。

その中でも【切断・解体方法】、【施設への搬入】で困ったと回答された方は、それぞれ6割以上でした。

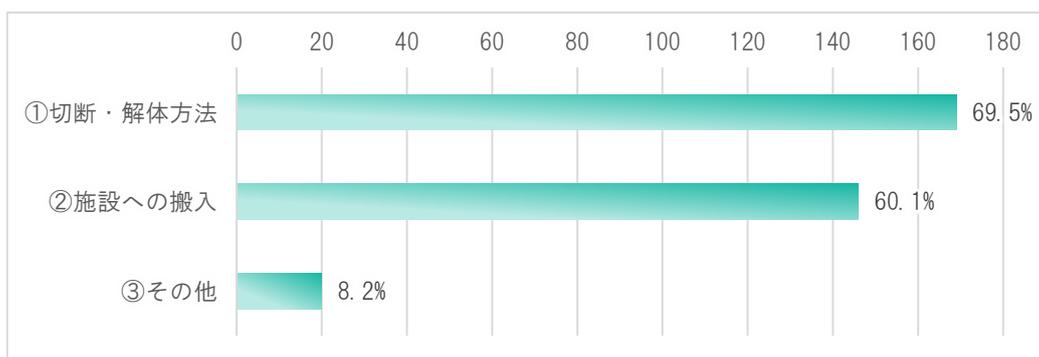


図 3-13 粗大ごみの出し方について困った内容

施設への持ち込みについて、どのような内容で困りましたか？（複数回答可）

3人にひとりがごみを施設へ持ち込むことについて困ったと回答しており、その内容の最も多い理由が【金属の有無で、搬入先が違う】でした。

また、地域別の特色として、【冬季の運搬が困難】という項目について、高鷲地区の方の回答割合が多い傾向にありました。

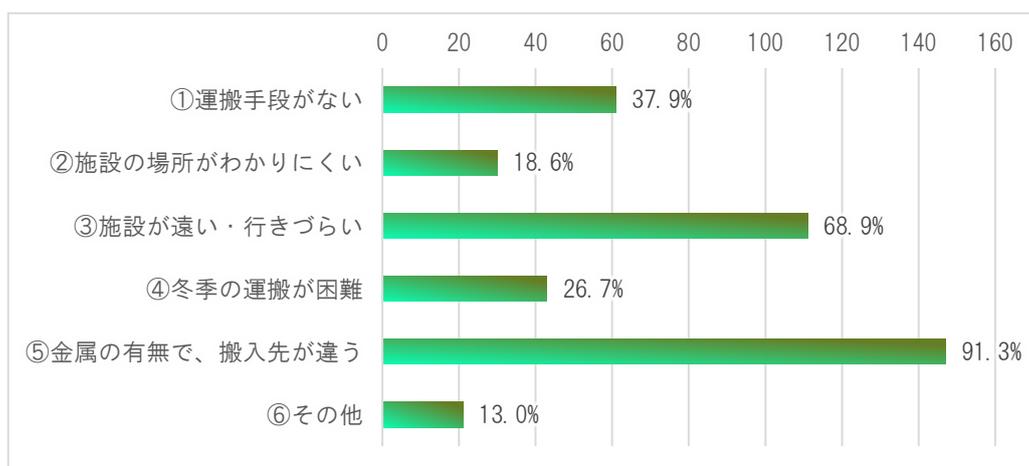


図 3-14 施設への持ち込みについて困った内容

ごみを減らす工夫や実践としてどのようなことをしていますか？
(複数回答可)

回答者の7割がごみを減らす工夫や実践を行っているという回答しており、特に「マイバックを使用している」方は、工夫している方の9割以上が回答していました。

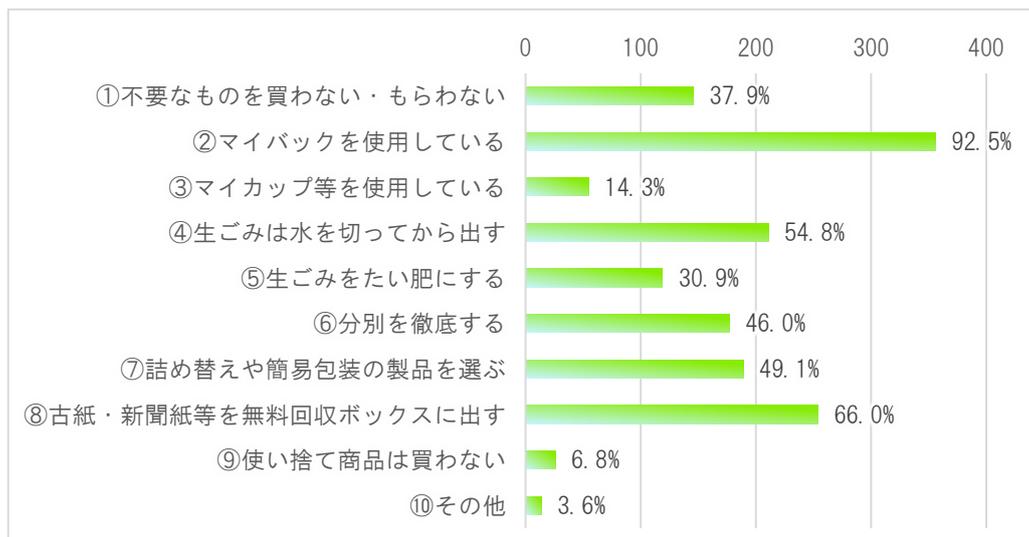


図 3-15 ごみを減らす工夫や実践として行っている内容

廃棄物処理や4R（発生回避・排出抑制・再使用・再生利用）の情報公開や提供に満足していますか？

不満度は低いものの、「満足している」と「やや満足している」と回答した方は、合計で4割に満たない割合で、「わからない」と回答した方は4割を超えていました。

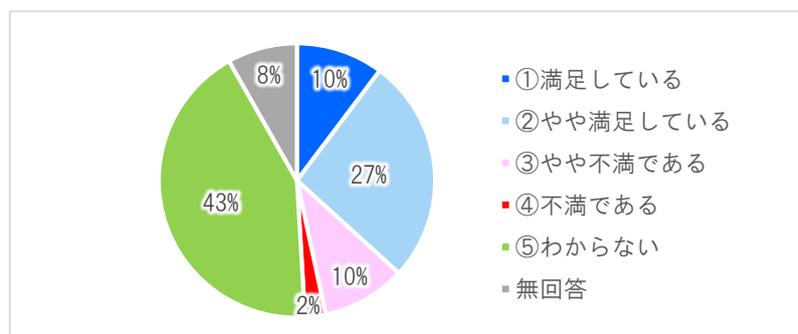


図 3-16 廃棄物処理や4Rの情報公開や提供に関する満足度

(3)住民満足度

『市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』に示されている調査項目についてアンケート調査を実施し、住民満足度指数を算出しました。

調査の結果、住民満足度は「4.0」となり平均点3点を大きく上回る良好な結果となりましたが、情報公開に関する認知度は低いことから、市民にとってより一層わかりやすい情報の提供方法を検討する必要があります。

表 3-9 住民満足度アンケート調査項目

項目	内容
清潔さ	あなたのまちの清潔さに関して、あなたはどの程度満足していますか？
収集	ごみの収集（収集回数や分別区分など）に関して満足していますか？
取り組み	郡上市は4Rを推進していますが、取り組みに満足していますか？
情報公開	廃棄物処理や4R（発生回避・排出抑制・再使用・再生利用）の情報公開や提供に満足していますか？

表 3-10 住民満足度算出結果

項目	満足	やや満足	やや不満	不満	わからない	総回答数	有効回答数	得点	平均点
清潔さ	188	263	42	14	17	524	507	2,090	4.1
収集	214	202	78	12	12	518	506	2,046	4.0
取り組み	87	170	28	9	207	501	294	1,180	4.0
情報公開	55	143	53	13	230	494	264	966	3.7
総合評価									4.0

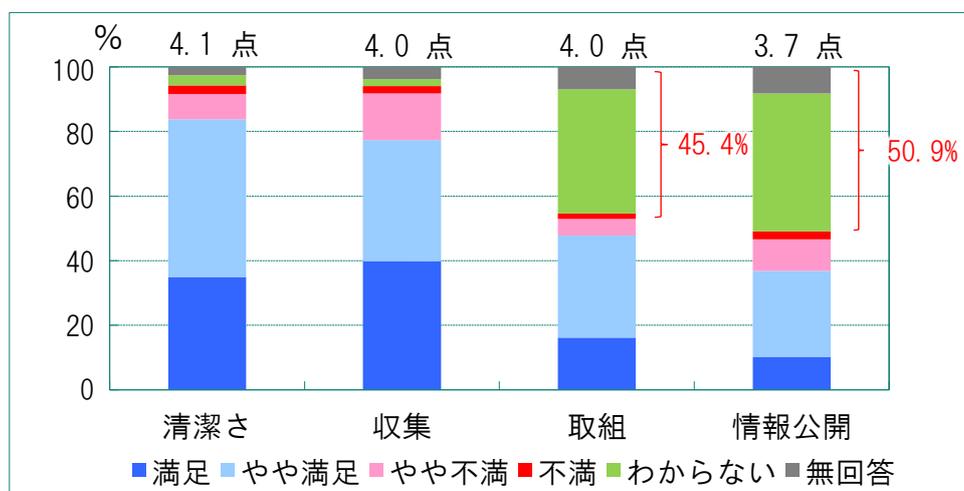


図 3-17 住民満足度調査結果

第4節 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状から抽出した問題点と課題は、図 3-18 に示すとおりです。

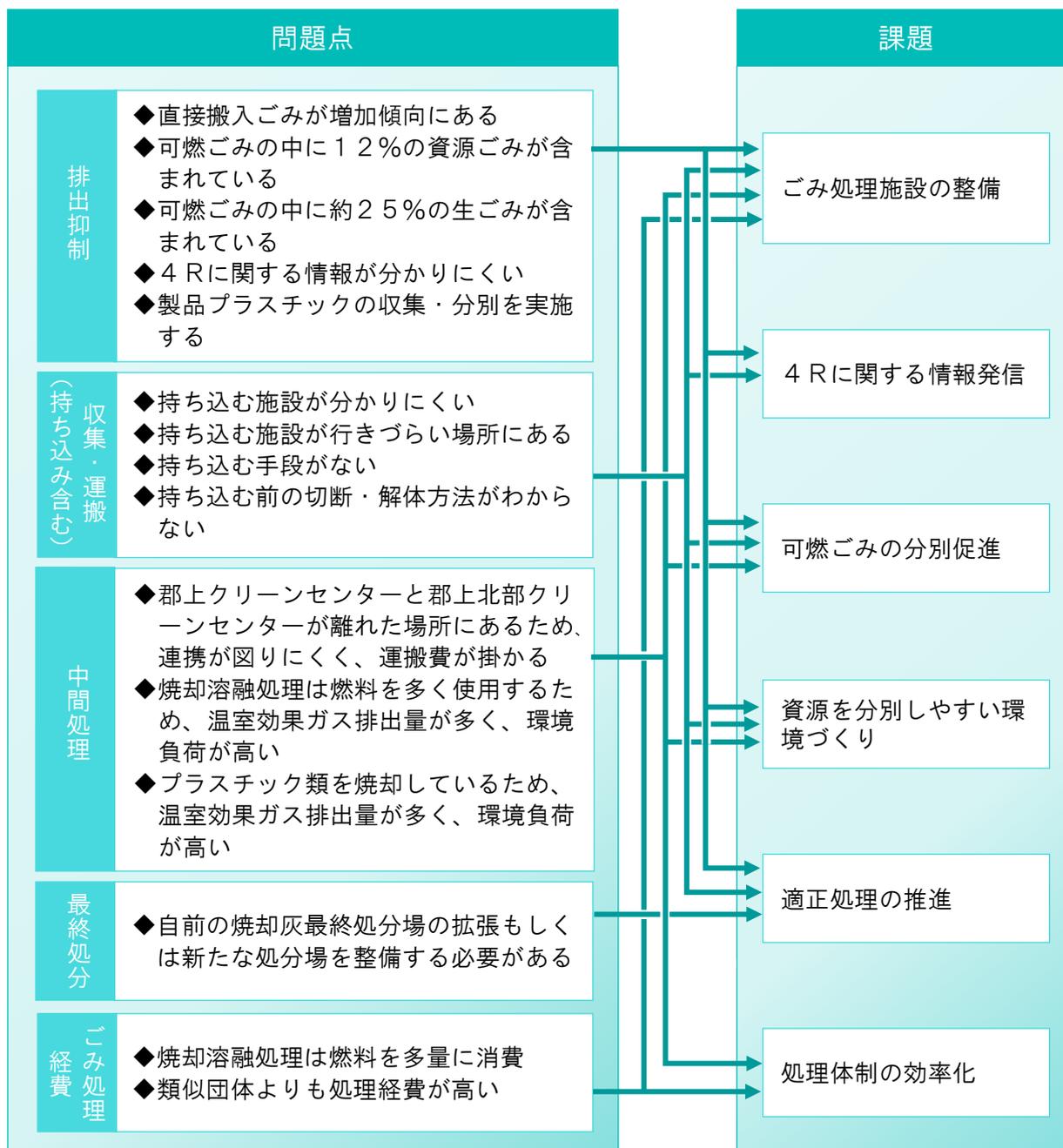


図 3-18 現状のごみ処理の問題点と課題

第5節 ごみ処理行政の動向

わが国の廃棄物・資源循環行政の動向については以下のように示されています。

(1) 廃棄物・資源循環分野の脱炭素化の推進

わが国は令和2(2020)年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。廃棄物・資源循環分野においても、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUS^{※1}による炭素回収・利用を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロにすることを目指しています。

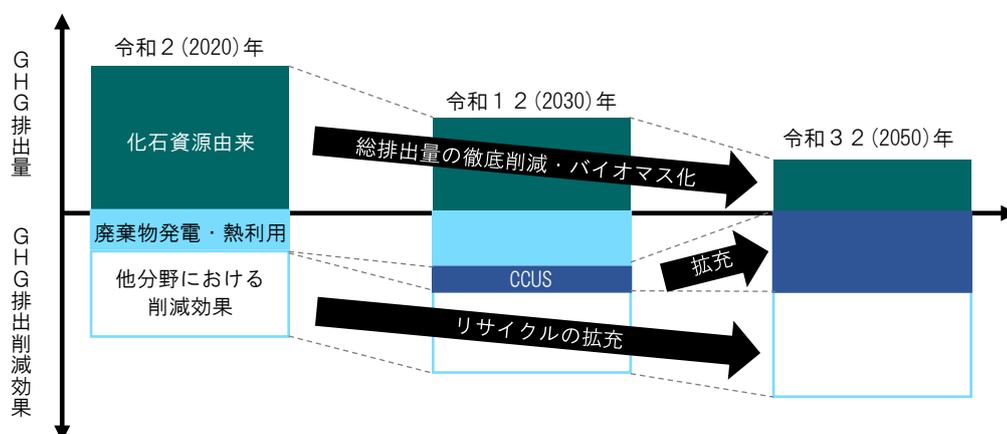


図 3-19 2050年カーボンニュートラルに向けたGHG^{※2}排出量の削減シナリオイメージ

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の策定

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。その際、プラスチックは多様な物品に使用されていることから、包括的な資源循環体制の強化を講じる必要があります。

このような背景を踏まえ、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための法律が、令和3(2021)年6月に閣議決定されました。今後は資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済(サーミキュラ・エコノミー)への移行を目指しています。

※1 CCUS: Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage
(二酸化炭素を分離・回収し、資源として有効利用したり、地下の安定した地層の中に貯留する技術)

※2 GHG: 温室効果ガス

(3)資源循環分野からの地域循環共生圏形成に向けての取組

「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

地域循環共生圏に資する廃棄物処理施設の整備にあたっては、都道府県・市町村等の公共セクターや民間事業者・地域産業等の民間セクターが連携し、廃棄物処理+地域資源エネルギーの循環の枠組みと、必要な情報・技術・人材・制度の確保に向けた構想・検討を長期的観点から進めることにより、適正な処理規模（処理単位）の設定と、資源エネルギー利活用先との連携を確保していくことが重要です。

(4)循環型社会形成推進交付金の拡充

わが国では、『循環型社会形成の推進』という観点から「循環型社会形成推進交付金」にて、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備を支援してきました。それに加えて『災害時の廃棄物処理システムの強靱化』及び『地球温暖化対策の強化』という2つの柱を前面に打ち出し、地域にとって必要不可欠な一般廃棄物処理施設の整備を一層推進しています。

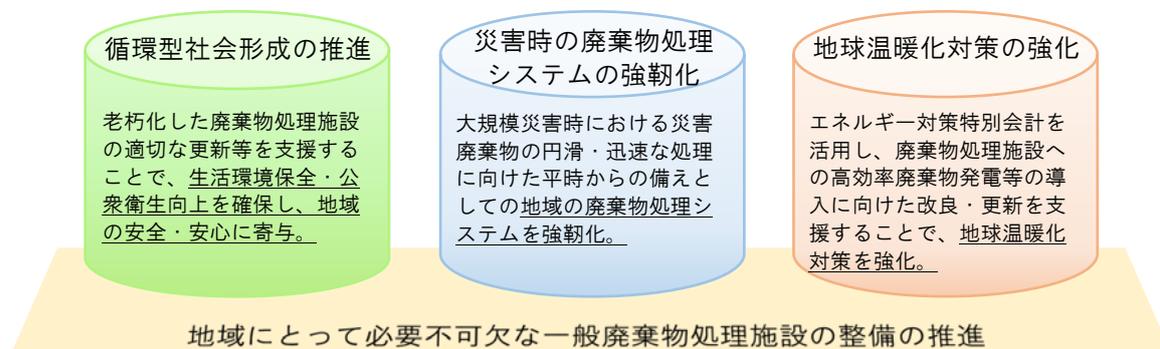


図 3-20 循環型社会形成推進交付金による支援

(5)新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物分野の対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、廃棄物分野においては廃棄物収集運搬時の留意点をまとめた動画の作成や防護服の斡旋の他、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症ガイドライン」を作成してきました。

令和2(2021)年2月より開始したワクチン接種に伴って排出される廃棄物も含め、引き続き処理の状況等を注視し、適正処理の確保及び円滑な処理体制の維持に努めています。

(6) 災害廃棄物処理

災害廃棄物の処理は、被災した市民の『衛生環境や安全』を第一とし、『スピード』感を持って処理にあたるのが重要である他、適切な分別を行う等、『費用』にも配慮する必要があります。

事前準備（災害廃棄物処理計画）に基づいた迅速かつ適切な初動対応が重要となります。

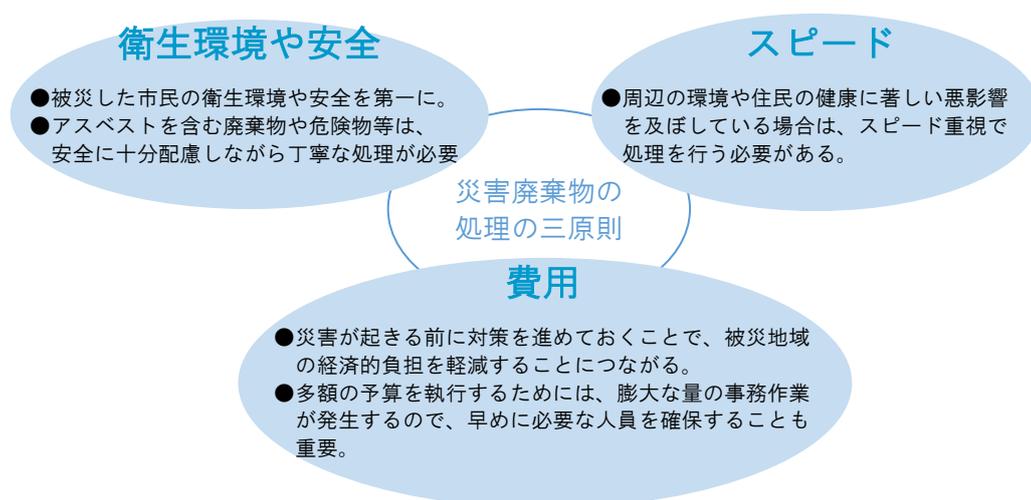


図 3-21 災害廃棄物の処理の三原則

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

ごみの衛生的及び適正な処理を促進するとともに、減量（及び減容）化を図ることを基本命題とし、そのためには中間処理施設の整備を行い、併せて市民、事業者との協働の中で減量化を目指します。又、ごみ処理行政を円滑に運営するために、収集・運搬の合理化、中間処理施設の統合及び最終処分場の統一化や延命化、施設運営上での周辺環境の保全、地域との調和を図って行くことを基本方針とします。

(1) 排出抑制と資源化計画〈減量(減容)化の概念〉

ごみの排出抑制及び資源化は、生産→販売・消費→収集・廃棄に至る製品、流通の各過程、並びに収集・廃棄→中間処理→最終処分に至る各過程においてそれぞれ行うことが肝要です。産業部門からの廃棄の段階では、製造工程等の見直しによる廃棄物の発生抑制システムの構築による減量化、廃棄物を原料として製品化する排出抑制などの取り組みが必要となり、流通～販売・消費過程でも同様に、包装材の削減や容器等の回収・再資源化などが必要となります。一方、廃棄される段階では、資源として回収する再利用、熱エネルギーとしての資源化利用などが必要となります。

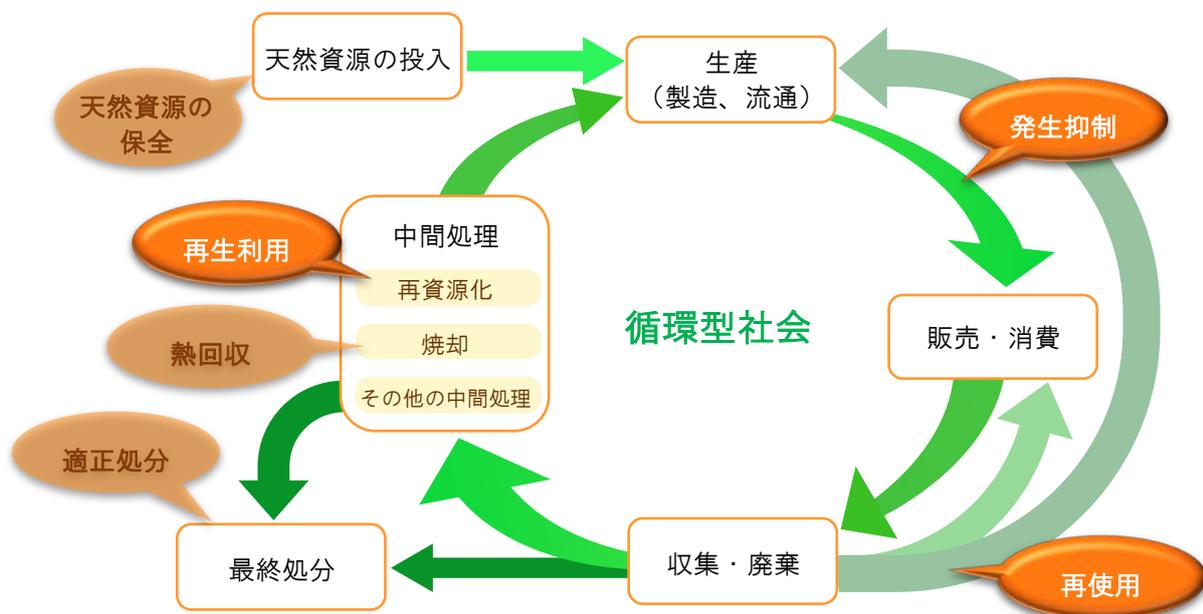


図 4-1 循環型社会の概念

(2)数値目標

本計画の目標は、第四次循環型社会形成推進基本計画の指標である「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」及び総合計画で定めた目標である「リサイクル率」とします。

数値目標は、令和16(2034)年度である最終目標年度での達成を見込んだものとしませんが、早期達成に努めます。

また、達成した水準は維持し、さらに向上に取り組みます。

1)1人1日当たりのごみ排出量(本市で排出される、事業系ごみ・資源ごみを含む全てのごみを対象)

(= ごみ排出量(t/年) ÷ 処理区域人口(人) ÷ 365日 × 1,000,000)

第四次循環型社会形成推進基本計画では令和7(2025)年度に1人1日当たりのごみ排出量を850g/人・日とすることを目指しています。

本市の令和2(2020)年度における1人1日当たりのごみ排出量は781g/人・日であり、国の目標を十分に達成していますが、今後もこの状態を維持し、さらに今以上の努力を以って、ごみの減量に努めます。

1人1日当たりのごみ排出量は、令和16(2034)年度に763g/人・日とします。

2)1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(事業系ごみと資源ごみを除いた、家庭から出るごみを対象)

(= 家庭系ごみ排出量(t/年) ÷ 処理区域人口(人) ÷ 365日 × 1,000,000)

第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和7(2025)年度に1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440g/人・日とすることを目指しています。

本市の令和2(2020)年度における1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は461g/人・日と、目標をわずかに上回っています。今後は国の目標達成に貢献するため、排出抑制や資源化を進め、ごみの減量に努めます。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和16(2034)年度に387g/人・日とします。

3)リサイクル率(ごみ排出量の中の資源ごみの割合)(= 総資源化量(t/年) ÷ ごみ排出量(t/年) × 100)

本市の上位計画である総合計画では、令和7(2025)年度までにリサイクル率を20%とすることを目指しています。

過去の実績を見るとリサイクル率は減少傾向にあり、令和2(2020)年度では17.1%となっています。現行施策の中でも資源の分別強化に力を入れる他、国が推奨しているプラスチックの資源循環の促進に取り組むことなどで、目標の達成に向けた努力を続けます。

リサイクル率は、令和16(2034)年度までに20.2%にします。

第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

(1)推計方法

将来ごみ量の予測は、人口推計結果及び過去10年間のごみ排出量の実績に基づいて、トレンド推計式により将来数値を推計する手法を用いました。この手法は、『ごみ処理施設構造指針解説』に示された方法で、図4-2にごみ量予測のフローを示します。

排出量の原単位の考え方としては、生活系ごみは人口の増減の影響を受けることから、1人1日あたりの排出量(g/人・日)を採用しましたが、事業系ごみは人口の影響を受けないため、1日あたりの排出量(t/日)を用いました。

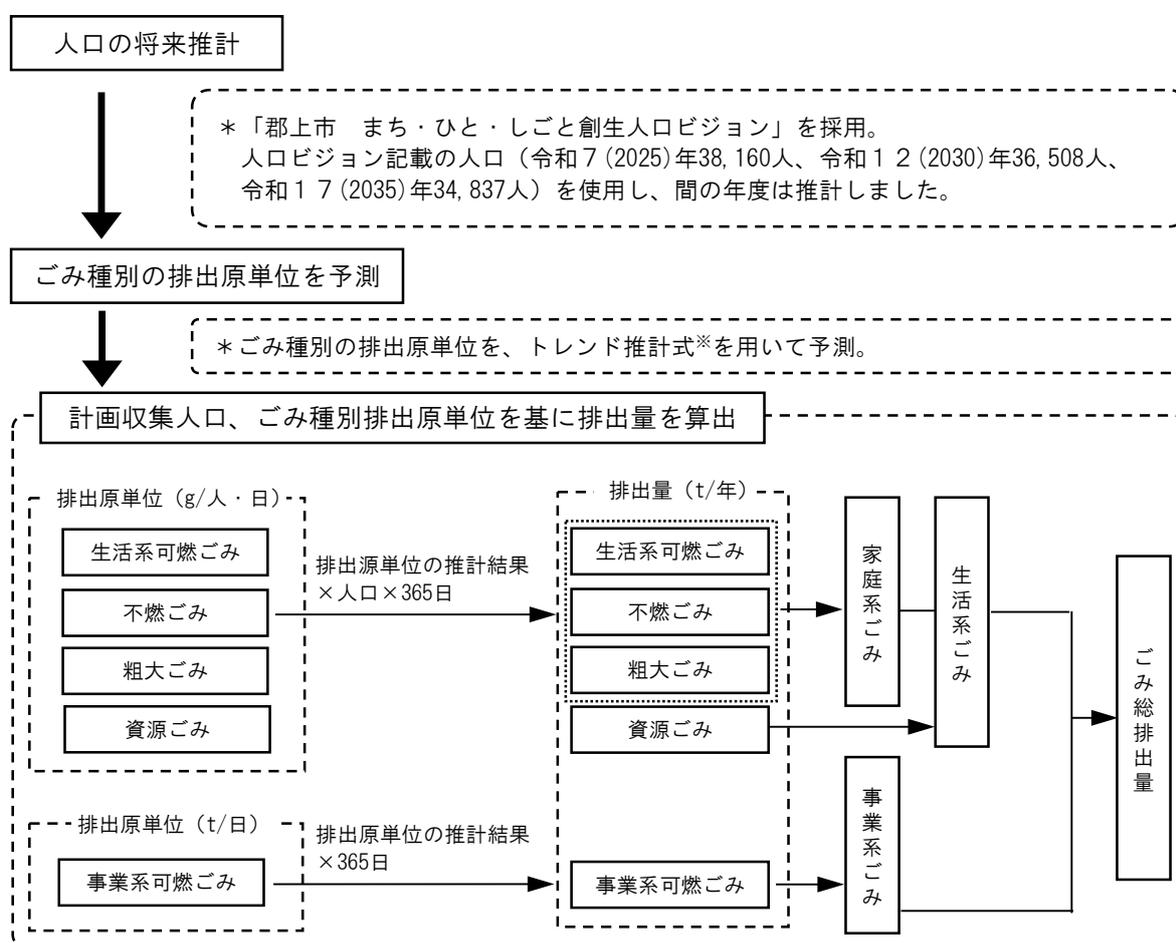


図4-2 ごみ量の予測フロー

※トレンド推計式：過去の実績から規則性を見出し、その規則性により適合する傾向線を最小二乗法により算出する方法

(2)人口推計

人口の将来予測は、「郡上市 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(改訂版)」(令和2(2020)年3月改定)に示された人口の見通しを採用しました。

使用する将来人口は、図4-3に示すとおりです。

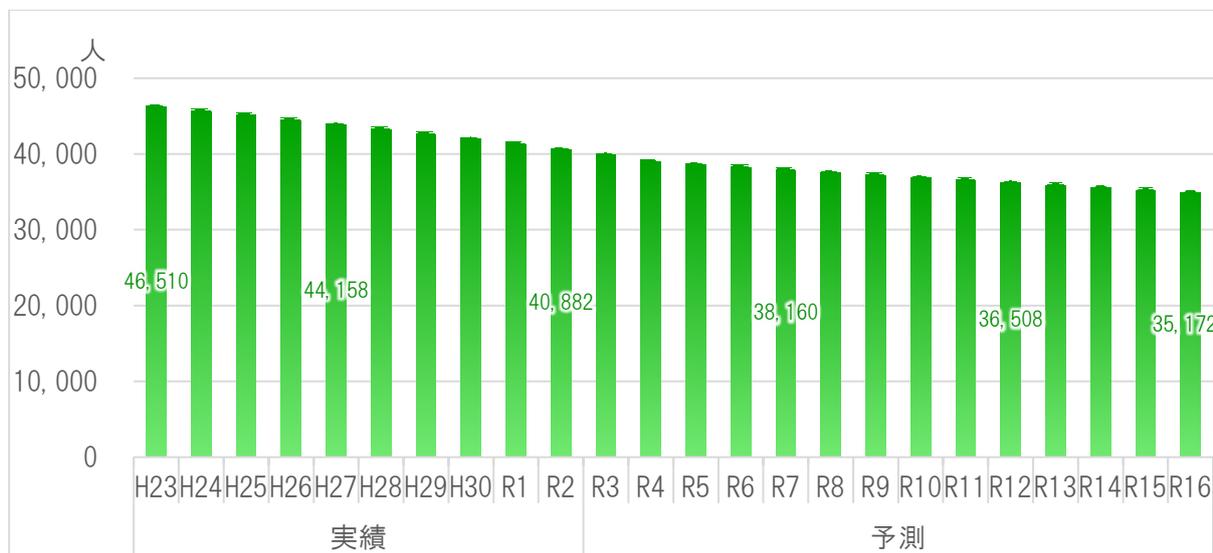


図4-3 将来の人口推計結果

(3)ごみ排出量の将来予測

1)ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量の将来予測及び見込みは、表 4-1 及び図 4-4 に示すとおりです。

「1人1日あたりごみ総排出量」は、現状の将来予測では776g/人・日（令和3（2021）年度）から824g/人・日（令和16（2034）年度）に増加していきます。排出抑制の施策を講じることにより、現状を維持していきます。

また、「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」は、現状の将来予測では448g/人・日（令和3（2021）年度）から451g/人・日（令和16（2034）年度）に推移していきます。分別強化等の施策を講じることにより、令和16（2034）年度に387g/人・日へ減量させていく目標とします。

表 4-1 ごみ排出量の将来予測

	単位	予測						
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
可燃ごみ	t/年	9,505	9,296	9,087	8,713	8,603	8,497	8,410
不燃ごみ	t/年	199	195	195	193	193	192	191
資源ごみ	t/年	1,066	1,088	1,144	1,199	1,213	1,224	1,239
金属類・粗大ごみ	t/年	568	582	596	611	620	629	639
堆肥用生ごみ	t/年	50	49	49	48	47	47	46
ごみ総排出量	t/年	11,387	11,210	11,071	10,765	10,676	10,589	10,526
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	776 (776)	782 (785)	778 (790)	766 (795)	766 (800)	767 (804)	767 (807)
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	448 (448)	445 (450)	435 (452)	424 (454)	421 (455)	418 (456)	415 (456)

	単位	予測						
		R 1 0	R 1 1	R 1 2	R 1 3	R 1 4	R 1 5	R 1 6
		2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
可燃ごみ	t/年	8,276	8,162	8,048	7,948	7,821	7,703	7,592
不燃ごみ	t/年	190	189	188	187	186	184	183
資源ごみ	t/年	1,245	1,258	1,267	1,284	1,287	1,297	1,304
金属類・粗大ごみ	t/年	645	652	659	667	669	673	676
堆肥用生ごみ	t/年	46	45	44	44	42	42	41
ごみ総排出量	t/年	10,401	10,305	10,206	10,129	10,005	9,899	9,796
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	767 (811)	766 (813)	766 (816)	765 (819)	765 (821)	764 (823)	763 (824)
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	411 (457)	408 (456)	404 (456)	399 (455)	396 (454)	392 (452)	387 (451)

()は施策実施前の予測を示す

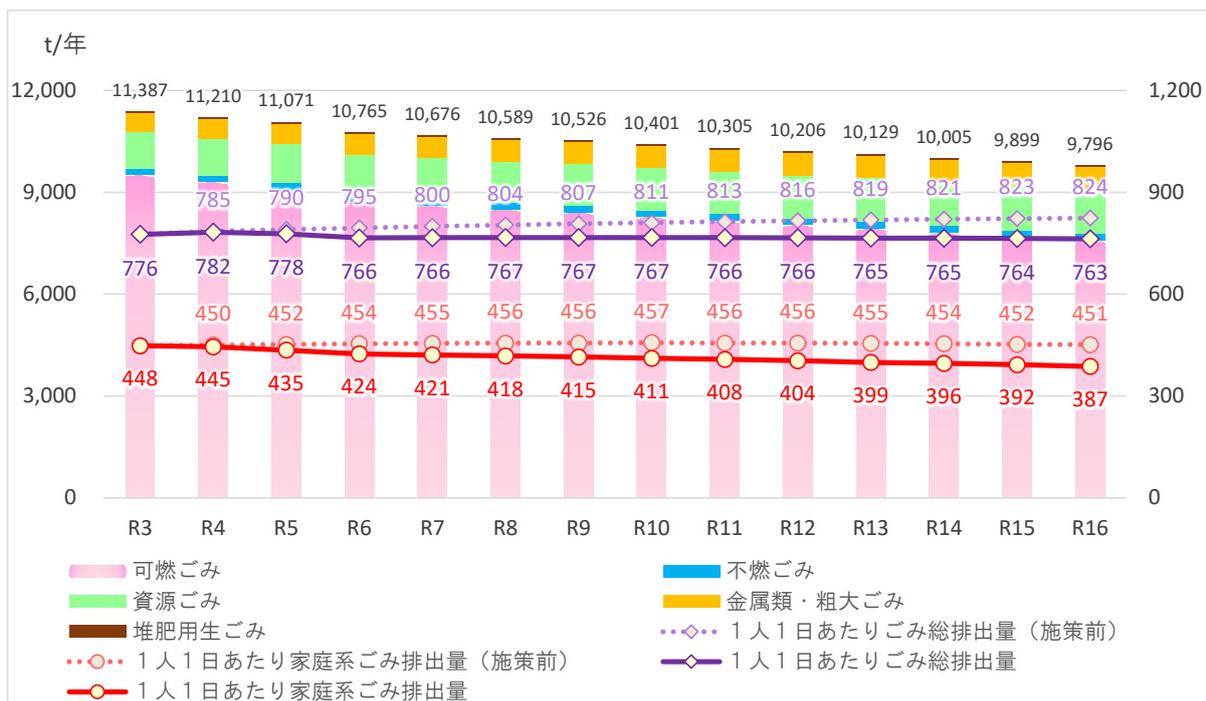


図 4-4 ごみ排出量の見込み

2)資源化量・リサイクル率の将来予測

資源化量・リサイクル率の将来予測及び見込みは、表 4-2 及び図 4-5 に示すとおりです。

「リサイクル率」は、現状の将来予測では17.6%（令和3（2021）年度）から16.4%（令和16（2034）年度）に減少していきます。分別強化等の施策を講じることにより、令和16（2034）年度に20.2%となることを目指します。

なお、新焼却施設については、焼却炉の関係上、焼却処理による資源物の発生量が少なくなると予測されます。

表 4-2 資源化量・リサイクル率の将来予測

	単位	予測						
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
リサイクルプラザ資源化量	t/年	1,066	1,088	1,144	1,199	1,213	1,224	1,239
郡上北部クリーンセンター資源化量	t/年	384	394	403	413	419	425	432
郡上環境衛生センター資源化量	t/年	234	225	219	210	202	191	189
焼却処理によるスラグ・鉄・アルミ	t/年	320	316	314	307	307	308	307
総資源化量	t/年	2,004	2,023	2,080	2,129	2,140	2,148	2,166
リサイクル率	%	17.6 (17.6)	18.0 (17.4)	18.8 (17.3)	19.8 (17.1)	20.0 (17.0)	20.3 (16.9)	20.6 (16.8)

	単位	予測						
		R 1 0	R 1 1	R 1 2	R 1 3	R 1 4	R 1 5	R 1 6
		2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
リサイクルプラザ資源化量	t/年	1,245	1,258	1,267	1,284	1,287	1,297	1,304
郡上北部クリーンセンター資源化量	t/年	436	—	—	—	—	—	—
新粗大等処理施設	t/年	—	441	445	451	452	455	457
郡上環境衛生センター資源化量	t/年	177	175	174	173	172	170	169
焼却処理によるスラグ・鉄・アルミ	t/年	304	—	—	—	—	—	—
焼却処理による鉄	t/年	—	56	55	55	54	53	52
総資源化量	t/年	2,162	1,929	1,942	1,963	1,964	1,976	1,983
リサイクル率	%	20.8 (16.6)	18.7 (16.6)	19.0 (16.5)	19.4 (16.5)	19.6 (16.5)	20.0 (16.4)	20.2 (16.4)

()は施策実施前の予測を示す

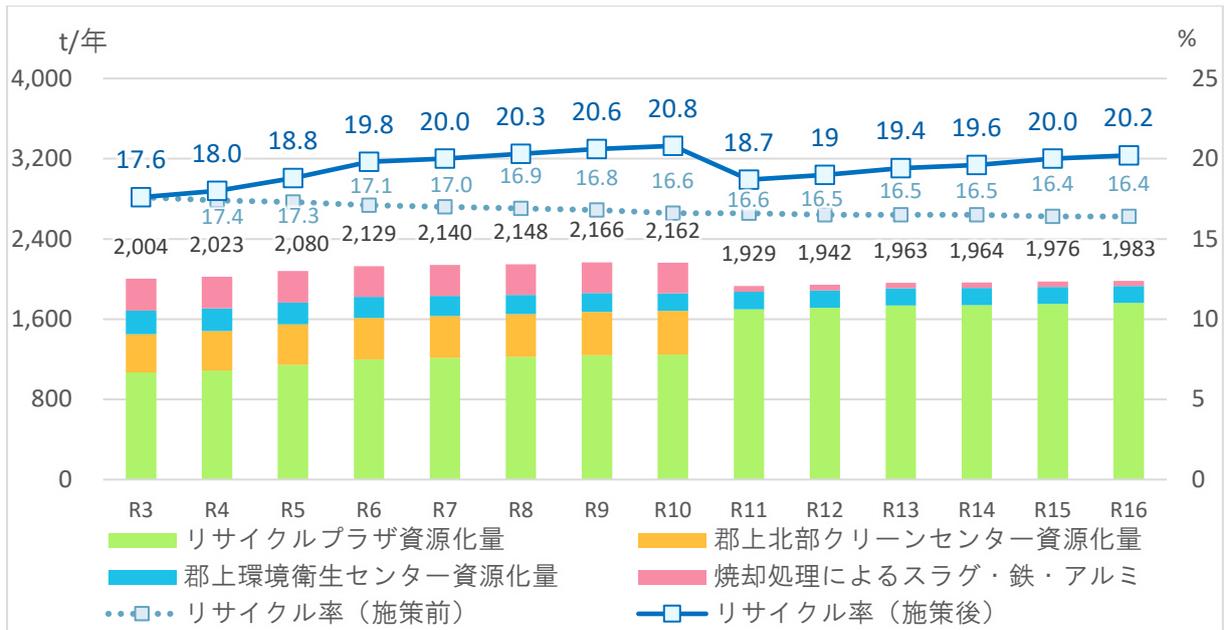


図4-5 資源化量・リサイクル率の見込み

3)最終処分量の将来予測

最終処分量の見込みは、表 4-3 及び図 4-6 に示すとおりです。

最終処分率は、現状の将来予測では7.6%（令和3(2021)年度）から8.0%（令和16(2034)年度）と横ばいの傾向を示しています。しかし、令和11(2029)年度に施工を予定している新焼却施設は熔融処理方式を採用しない計画のため、スラグが排出されず、焼却灰が増えると予測されます。

表 4-3 最終処分量の将来予測

	単位	予測						
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
粗大ごみ破碎による不燃残渣	t/年	6.25	6.41	6.56	6.72	6.82	6.92	7.03
飛灰	t/年	662	655	650	635	637	639	635
不燃ごみ	t/年	199	195	195	193	193	192	191
最終処分量	t/年	867	856	851	836	836	838	833
最終処分率	%	7.6 (7.6)	7.6 (7.7)	7.7 (7.7)	7.8 (7.8)	7.8 (7.9)	7.9 (8.0)	7.9 (8.0)

	単位	予測						
		R 1 0	R 1 1	R 1 2	R 1 3	R 1 4	R 1 5	R 1 6
		2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
粗大ごみ破碎による不燃残渣	t/年	7.09	7.17	7.25	7.33	7.36	7.4	7.44
飛灰	t/年	631	1,077	1,063	1,052	1,036	1,023	1,009
不燃ごみ	t/年	190	189	188	187	186	184	183
最終処分量	t/年	828	1,273	1,258	1,247	1,229	1,214	1,200
最終処分率	%	8.0 (8.0)	12.4 (8.0)	12.3 (8.0)	12.3 (8.0)	12.3 (8.0)	12.3 (8.0)	12.2 (8.0)

()は施策実施前の予測を示す

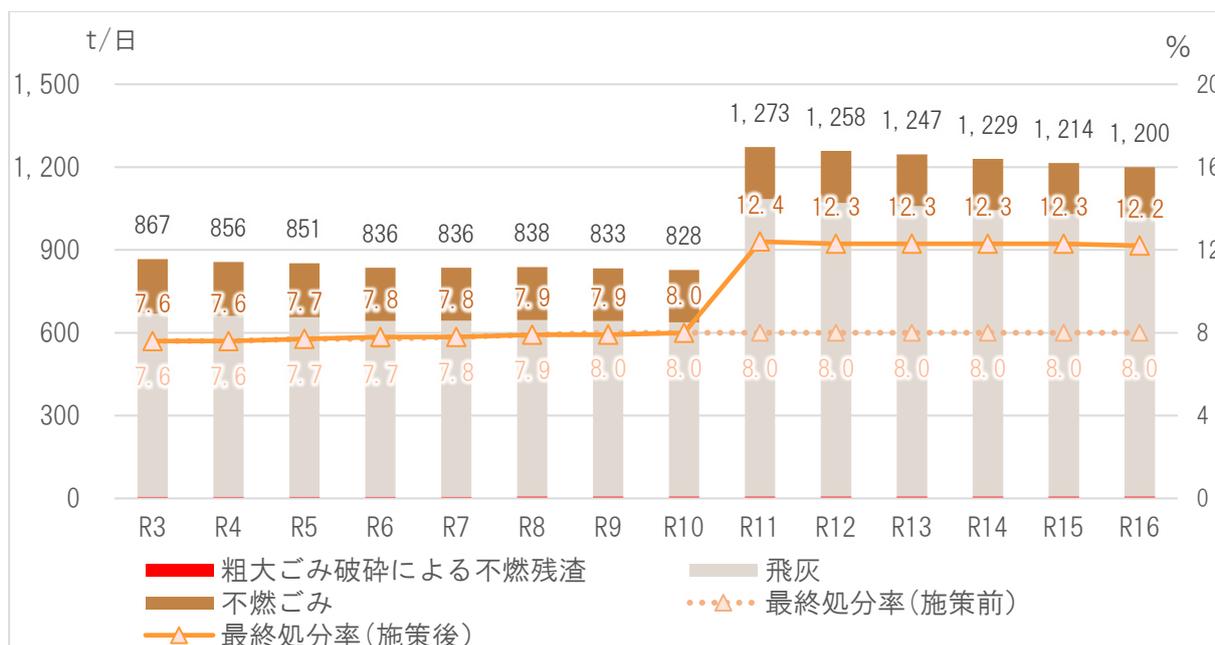


図 4-6 最終処分量の見込み

第3節 目標達成に向けた取組

(1) 市民、事業者、行政のあり方

ごみの排出抑制と資源化の促進のためには、消費の主体である市民とともに、製造販売に係る事業者並びに処理を行う行政の三者が一体で取り組むことが重要です。例えば、市民は再資源化できる製品や包装の少ない製品等の購入を通じて、生産流通の構造を変えていくことが必要で、事業者は自らの提供する製品について廃棄物の発生抑制が可能です。行政は、両者の間であって廃棄物の減量がスムーズに進むように施策を講ずるとともに、広報等の啓発活動やリサイクルを推進する施設整備等を実施し、再資源化の流通システムを形成することが望めます。

このような三者の役割を模式化すると図 4-7 に示すとおりです。

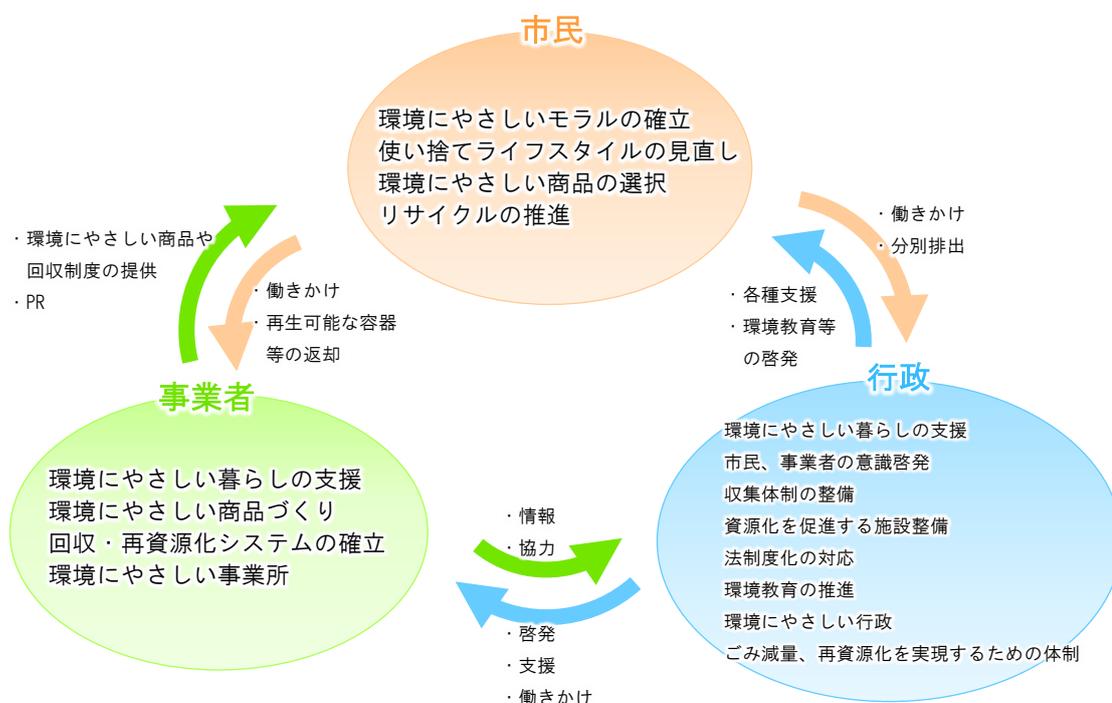


図 4-7 市民、事業者、行政のあり方

(2) 排出抑制と資源化の方策

ごみの排出抑制（資源化）は、以下に示す製品の各段階において、事業者、消費者、行政の三者がそれぞれ進めることが重要です。

表 4-4 排出抑制と資源化の方策の例

製品の流れ	対象者	方策
生産	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルの容易な製品の開発 ・ 再生資源の利用拡大 ・ 適正包装の推進 ・ 使い捨て容器の自粛 ・ 容器等の規格統一
流通・販売	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通資材の簡素化 ・ 資源の循環システムの確立 ・ 過剰包装の廃止 ・ 再生資源使用製品の販売促進 ・ 食品トレイ等の使用抑制 ・ レジ袋等の使用抑制 ・ デジポット容器の販売促進 ・ 資源化可能品の回収システムの確立
消費・廃棄	消費者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使い捨て商品、容器の購入自粛 ・ 買い物袋の持参 ・ 過剰包装の辞退 ・ 再生資源利用商品の購入 ・ 資源回収の利用 ・ 生ごみの水切り、家庭用堆肥化機器等の利用
処理	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源ごみの分別回収 ・ 粗大ごみ等の再利用 ・ 中間処理後資源化物の回収 ・ 生ごみのコンポスト化 ・ ごみ焼却時の熱エネルギーの利用 ・ 焼却残渣の再利用

表 4-5 品目別の排出抑制・資源化方策の例

品 目		市 民	事 業 者	行 政
可 燃 ご み	紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・包装の簡素化 ・再生紙の使用 ・紙パック回収の促進 ・集団回収への参加、協力 ・回収業者への売却 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生紙の販売促進 ・原料古紙の利用促進 ・紙パックの自主回収 ・包装の簡素化 ・分別排出の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・包装簡素化の指導・支援 ・再生紙の利用促進 ・回収ルートの整備 ・集団回収の促進 ・分別収集の促進 ・啓発活動
	厨芥類	<ul style="list-style-type: none"> ・水切りの励行 ・家庭用堆肥化機器等の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系生ごみの堆肥化促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥化容器の普及、助成 ・業務系生ごみの堆肥化促進
	衣類	<ul style="list-style-type: none"> ・不要品交換等の利用 ・リフォームによる再利用 ・集団回収への参加、協力 ・回収業者への売却 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルショップの開設と活用 ・発展途上国等への寄贈 	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品交換等の促進 ・集団回収の促進
	プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て容器の購入自粛 ・マイバック等の利用促進 ・包装の適正化協力 ・食品トレイ等の回収協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て容器の使用自粛 ・包装の簡素化 ・分別回収のための材料表示 ・ペットボトル等の回収促進 ・食品トレイ等の回収促進 ・発泡スチロールの回収促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・包装簡素化の指導、支援 ・回収ルートの整備 ・再資源化の研究等 ・発泡スチロールの再資源化の促進
不 燃 ご み	空缶	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て容器の購入自粛 ・集団回収への参加、協力 ・分別収集への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て容器の使用自粛 ・分別回収のための材料表示 ・再生資源の利用促進 ・分別排出の促進 ・自主回収の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収ルートの整備 ・集団回収の促進 ・分別収集の促進 ・再資源化施設の整備
	空瓶	<ul style="list-style-type: none"> ・リターナブル瓶の購入 ・ワンウェイビンの購入自粛 ・販売店への返却 ・集団回収への参加、協力 ・分別収集への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・カレット材料の利用促進 ・リターナブル瓶の使用促進 ・ワンウェイビンの使用自粛 ・分別排出への協力 ・自主回収の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収ルートの整備 ・集団回収の促進 ・分別収集の促進 ・再資源化施設の整備
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルの長い製品の購入 ・ものを大切に使用する ・不用品交換等の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化が容易な製品開発 ・ライフサイクルの長い製品の販売 ・修理体制の充実 ・自主回収の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品交換等の促進 ・不用品情報コーナー等の設置
その他のごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・廃乾電池の分別排出 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃乾電池の自主回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・回収システムの検討 ・石鹸づくり体験の実施
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な環境学習 ・省資源製品の購入選択 ・地域のリサイクルネットワーク形成 ・ごみ減量化への協力 ・美化運動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境低負荷製品の製造販売 ・ごみ減量化への協力 ・廃棄物の再資源化促進 ・不法投棄の根絶 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量運動の展開 ・環境教育の実施 ・事務事業での減量実施 ・リサイクル回収システムの検討 ・不法投棄防止対策の徹底

1) 排出抑制

- ① 新たな分別収集のあり方を確立します。
- ② 集団回収を支援します。
 - ・組織づくり（団体の登録制度、各団体の横断的組織化、回収業者の組織化）
 - ・年間の集団回収の計画化、定期化、回収量の把握
 - ・根拠づくり（回収場所の提供）
 - ・助成制度の創設（助成方法、助成金額等）
- ③ 住民の自主的な排出抑制を促進します。
 - ・広報活動
 - ・助成制度の創設
 - ・イベントの開催
 - ・リサイクルショップの創設
- ④ 企業等への責任分担と協力を求めます。
 - ・小売店等の組合と話し合います。
 - ・県と協力して流通業界に幅広く過剰包装の自粛等を要望していきます。
 - ・県と協力して適正処理困難物や有害廃棄物の製造者回収を要望します。
- ⑤ 厨芥類

現在、本市ではダンボールコンポスト等を使用して堆肥化し、厨芥類を田畑・花壇等で再生利用することで、ある程度の自家処理が行われています。今後も自家処理を推進するために、ダンボールコンポストの販売及び生ごみ処理機等の購入補助を継続実施します。なお、集合住宅やマンションのような住居形態上自家処理が困難な世帯については、排出時の水きりの徹底の協力を求めています。
- ⑥ 多量排出事業者への助言や指導をします

2) 資源化

各ごみの種類ごとの資源化方針を以下に示します。

- ① 紙・布類

紙・布類のうち、新聞・雑誌・ダンボール類・飲料用紙パック類、布類については、集団回収（PTA、子供会、自治会等）及び資源ごみとして分別収集を図ることにより資源化を促進するものとします。集団回収の実施あたっては、活動が活発に行えるよう、活動団体への支援や回収業者の確保等について自治体が協力します。不用衣類、古着については、各種団体（PTA、子供会、自治会等）によるバザー等の活動の支援及び資源ごみとして分別収集を図ることで、リサイ

クルの推進を図ります。その他の紙・布類は、可燃ごみとして収集することを基本とします。

② びん類

びん類は、色別（無色、褐色、その他）にて分別収集を行い、中間処理施設での資源化、一升びん、ビールびん等のリターナブル（再使用可能とされる）びんについては、逆流制度があるので住民への周知によりその活用を図ります。また、飲食用に使用されるワンウェイ（使い捨て）びんについては、当面資源ごみとして自治体が分別収集を行い資源化に努めるとともに、リターナブルびん同様、販売店・製造業者での引き取りの周知を図り、協力を依頼していきます。

③ 缶類

アルミ缶・スチール缶については、資源ごみとしての分別収集及び中間処理施設並びに集団回収による資源化を行うものとし、全てをリサイクル可能なものとしします。

④ プラスチック類

プラスチック製容器包装等の過剰包装を極力抑制するよう販売店に協力を依頼し、市民に対しても過剰包装商品の購入を敬遠するよう啓発するとともに、食品トレイ等を販売店で回収し再生利用を図るシステムづくりを関係機関と協力して推進していくほか、製品プラスチックの資源化も検討していきます。

⑤ 水銀含有物

廃乾電池類のうちボタン型電池については、販売店での回収システムを活用するように住民へ周知し販売店への協力依頼を行います。その他のマンガン電池については、水銀含有量ゼロの新製品の使用を促進します。乾電池には水銀以外にも有害物質が含まれることや、金属資源を多く含むため資源回収を行うことが望ましいため、ボタン型電池同様にメーカー回収の周知を図り、販売店にも協力を依頼していきます。

⑥ 粗大ごみ

修理・修繕による再利用、不用品交換会などの開催により、製品の使用寿命を延ばし、排出抑制に努めるよう周知を行うとともに、申し込みによる有料の収集を実施します。なお、大型化の伴う処理困難な廃家電製品等については、販売店等による回収の周知を図り、製造業者等に協力を依頼します。

(3)ごみ処理体制

1) 分別区分

本市の令和16(2034)年度における収集・回収する生活系ごみの分別区分は、表4-6に示すとおりです。

表4-6 ごみの分別区分(令和16(2034)年度)

分別区分(30種)	
燃えるごみ(可燃ごみ) 1種	
不燃ごみ 2種	
ガラス・陶磁器	
がれき類	
粗大ごみその他 1種	
資源ごみ 24種	
小型金物類	製品プラスチック
缶類	ダンボール
スプレー缶・ガス缶	新聞
刃物	広告・チラシ
無色透明びん	図書・雑誌
茶色びん	ボール紙類
その他色びん	小紙片
ペットボトル(無色透明)	牛乳パック類
ペットボトル(有色)	廃食用油
白色トレイ	古着・古布
色付・柄付トレイ	シュレッダーに掛けた古紙
発泡スチロール(箱・緩衝材)	家電リサイクル品
有害ごみ 2種	
蛍光管・電球	
廃乾電池	

2)生活系ごみのフロー

本市の令和16(2034)年度における収集・回収する生活系ごみのフローは、図4-8に示すとおりです。

本市の可燃ごみは、令和11(2029)年度より新焼却処理施設で処理を行います。また、粗大ごみ及び金属類等については新粗大等処理施設で処理を行います。

なお、ガラス・陶磁器の処理や、金属類等を除く資源ごみの処理はリサイクルプラザで行うこととします。

なお、事業系ごみは、一般廃棄物については、従来とおり原則として事業者自ら直接処理施設へ持ち込み、若しくは一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼することとしますが、可燃ごみは事業系ごみ専用袋で1収集日に3袋まで、家庭系一般廃棄物と同様に処理を行います。

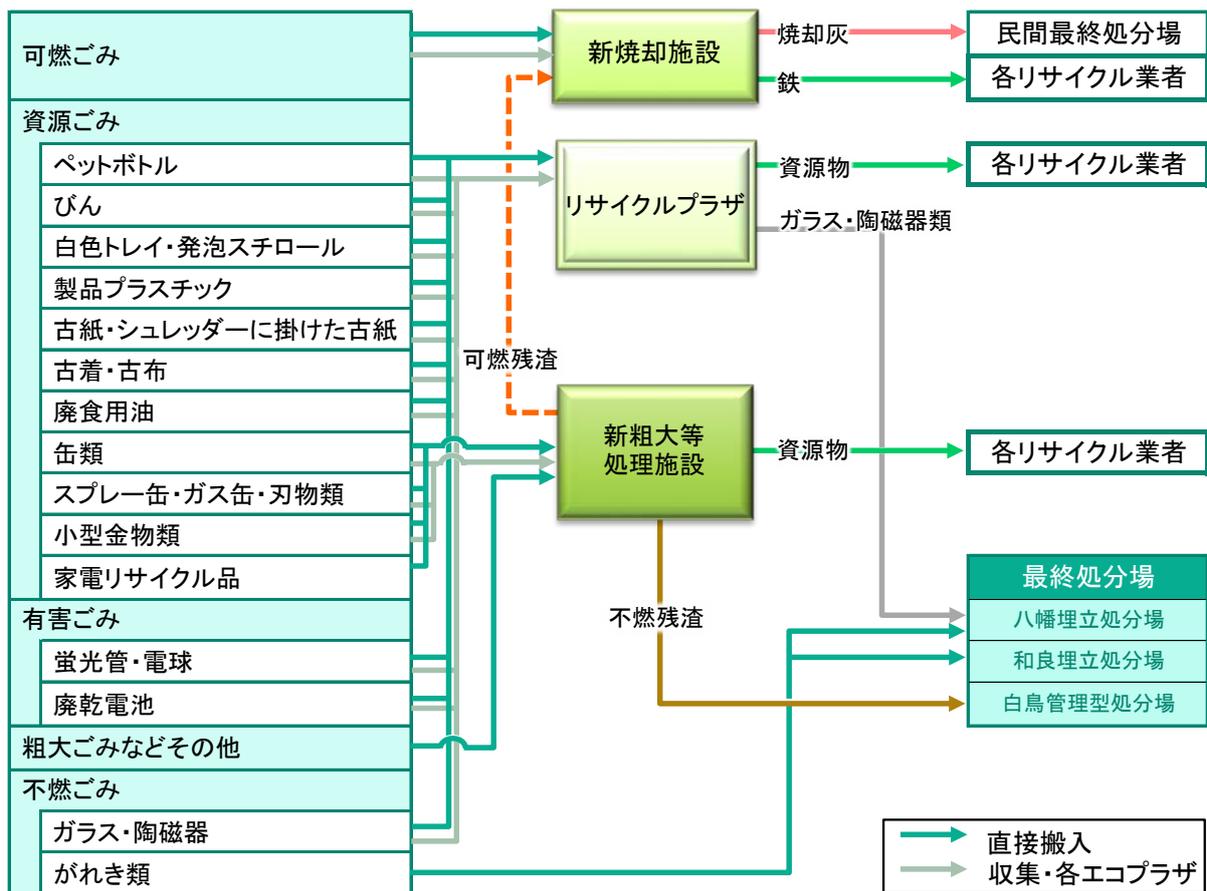


図4-8 生活系ごみのフロー (令和16(2034)年度)

3)収集運搬体制

本市の令和16(2034)年度における指定収集場所の収集・運搬体制は、表4-7に示すとおりです。

なお、資源持込拠点である各中継施設(エコプラザ)の回収品目については、表4-8に示します。

表4-7 指定収集場所の収集・運搬体制(令和16(2034)年度)

分別区分	収集方式	ステーション等 収集回収	運搬車両	収集容器等	
可燃ごみ	ステーション 総合ステーション	週2回	パッカー車	指定袋	
ガラス・陶磁器	総合ステーション エコプラザ (白鳥、高鷲、明宝)	月1回	トラック	コンテナ	
資源ごみ	ペットボトル	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	ネット
	びん	総合ステーション エコプラザ (八幡、白鳥、高鷲、明宝)	月1回	トラック	コンテナ
	白色トレイ・ 発泡スチロール	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	ネット
	製品プラスチック	令和3(2021)年 審議中			
	古紙・ シュレッダーに掛 けた古紙	総合ステーション 全エコプラザ	月1回	トラック	紐結束 袋
	古着・古布	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	指定袋
	缶類	総合ステーション エコプラザ (八幡、高鷲、明宝)	月1回	トラック	コンテナ
	スプレー缶・ ガス缶・刃物類	総合ステーション エコプラザ (大和、高鷲、明宝)	月1回	トラック	コンテナ
	小型金物類	総合ステーション エコプラザ(高鷲、明宝)	月1回	トラック	コンテナ
	廃食用油	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	ペットボトル等
有害ごみ	蛍光管・電球	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	コンテナ
	廃乾電池	総合ステーション エコプラザ(八幡、大和、 白鳥、高鷲、明宝、和良)	月1回	トラック	袋 コンテナ

表 4-8 エコプラザの回収品目一覧

名称	回収品目	
八幡 エコプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 ・食品用トレイ（白色・色付き） ・びん（飲料・食品用） ・古着、古布 ・廃乾電池 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル ・発泡スチロール（白色） ・缶類（飲料・食品用） ・蛍光管、電球 ・廃食用油
大和 エコプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 ・食品用トレイ（白色・色付き） ・古着、古布 ・廃乾電池 ・刃物類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル ・発泡スチロール（白色） ・蛍光管、電球 ・廃食用油
白鳥 エコプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 ・食品用トレイ（白色・色付き） ・古着、古布 ・びん（飲料・食品用） ・廃食用油 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル ・発泡スチロール（白色） ・蛍光管、電球 ・廃乾電池 ・ガラス、陶磁器
高鷲 エコプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 ・食品用トレイ（白色・色付き） ・古着、古布 ・びん（飲料・食品用） ・蛍光管、電球 ・ガラス、陶磁器 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル ・発泡スチロール（白色） ・廃食用油 ・缶類（飲料・食品用） ・廃乾電池 ・小型金物
美並 エコプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 	
明宝 エコプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 ・発泡スチロール（白色） ・缶類（飲料・食品用） ・廃乾電池 ・ペットボトル ・小型金物 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品用トレイ（白色・色付き） ・びん（飲料・食品用） ・廃食用油 ・古着、古布 ・蛍光管、電球 ・ガラス、陶磁器
和良 エコプラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙 ・発泡スチロール（白色） ・廃食用油 ・蛍光管、電球 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品用トレイ（白色・色付き） ・古着、古布 ・廃乾電池 ・ペットボトル

4) 中間処理施設

本市の令和16年度におけるごみの中間処理は、新焼却施設、リサイクルプラザ及び新粗大等処理施設で行います。新焼却施設及び新粗大等処理施設での処理対象物は、現有施設と同様とします。

また、今後も郡上衛生センターで発生した脱水汚泥は生ごみと混ぜて堆肥化を行います。

表 4-9(1) 中間処理施設(新焼却施設)の概要(令和16(2024)年度)

項目	内容
施設規模	<p>【算定式】 計画年間日平均処理量 ※1 ÷ 実稼働率 ※2 ÷ 調整稼働率 ※3</p> <p>※1 施設供給から7年間の間で最も処理量の多い令和11(2029)年度の日平均処理量を使用</p> <p>※2 実稼働率 76.7% $((365日 - 85日) \div 365日) = (280日 / 365日)$</p> <p>※3 調整稼働率 96% (故障の修理、やむを得ない一時停止等のために処理能力が低下することを考慮した係数)</p> <p>①可燃ごみ $8,162(t/年) \div 365日 \div 76.7\% \div 96\% = \underline{30.4(t/日)}$</p> <p>②可燃残渣 $210(t/年) \div 365日 \div 76.7\% \div 96\% = \underline{0.8(t/日)}$</p> <p>③汚泥焼却量 $2,396(t/年) \div 365日 \div 76.7\% \div 96\% = \underline{8.9(t/日)}$</p> <p style="text-align: right;">① + ② + ③ = <u>40.1(t/日)</u></p> <p>参考:「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」(社)全国都市清掃会議</p>
稼働開始予定	令和11(2029)年4月

表 4-9(2) 中間処理施設(リサイクルプラザ)の概要(令和16(2024)年度)

項目	内容	
所在地	郡上市八幡町有坂148番地5	
敷地面積	10,912.84m ²	
リサイクルプラザ	処理対象	ペットボトル、びん、白色トレイ・発泡スチロール、製品プラスチック、古紙・シュレッダーに掛けた古紙、古着・古布、廃食用油、蛍光管・電球、廃乾電池、ガラス・陶磁器
	処理方式	手選別方式他
	処理能力	13t/5h
	竣工	平成18年3月

出典:郡上市一般廃棄物処理実施計画

表 4-9(3) 中間処理施設(新粗大等処理施設)の概要 (令和 1 6 (2034) 年度)

項目	内容
処理能力	<p>【算定式】</p> $\text{計画年間日平均処理量}^{\ast 4} \times \text{月最大変動係数}^{\ast 5} \div \text{実稼働率}^{\ast 6}$ <p>※4 施設供給から 7 年間の間で最も処理量の多い令和 1 7 (2035) 年度の日平均処理量を使用</p> <p>※5 月最大変動係数 過去 5 年間の平均 1.33 (各月の日平均排出量とその年度の年間平均排出量の比の中で、最も大きい月の変動係数)</p> <p>※6 実稼働率 67.2% (366 日 - 120 日^{※7}) ÷ 366 日 = (246 日 / 366 日)</p> <p>※7 令和 1 7 年度における休日の合計(120 日) (土曜、日曜(105 日) + 祝日(11 日) + 年末年始(4 日))</p> $678(\text{t}/\text{年}) \div 366 \text{ 日} \times 1.33 \div 67.2\% = \underline{4(\text{t}/5\text{h})}$ <p>参考：「ごみ処理施設構造指針解説」(社)全国都市清掃会議</p>
稼働開始予定	令和 1 1 (2029) 年 4 月

表 4-9(4) 中間処理施設(郡上環境衛生センター)の概要 (令和 1 6 (2034) 年度)

項目	内容
所在地	八幡町吉野 1532
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式 資源化：密閉型機械発酵方式+堆積型発酵方式
処理能力	主処理：90kL (し尿 2.4kL/日、浄化槽・農集汚泥 6.6kL/日) 資源化：3.4t/日 (脱水汚泥 3.0t/日、生ごみ0.4t/日)
稼働開始	平成 1 4 年 3 月

出典：郡上市一般廃棄物処理実施計画

5)最終処分場

本市の令和16(2034)年度における粗大ごみ等を破碎した際に排出される不燃残渣は、引き続き白鳥管理型処分場で処理し、がれき類などは、八幡市島埋立場及び和良埋立場で処理します。

また、可燃ごみ及び粗大ごみ（一部の可燃物）の焼却灰については、民間の最終処分場に処分を委託します。

表 4-10 最終処分場の概要(令和16(2034)年度)

項目	内容
白鳥管理型処分場	
所在地	郡上市白鳥町歩岐島 14-1
埋立面積	2,100 m ²
埋立容量	4,140 m ³
理立方式	セル方式
遮水工の有無	有
浸出水処理施設	有：20 m ³ /日
処理品目	不燃残渣等
八幡市島埋立場	
所在地	郡上市八幡町市島 2218-1
埋立容量	12,700m ³
遮水工の有無	無
浸出水処理施設	無
処理品目	陶器、がれき類（コンクリート殻、タイル、煉瓦）
和良埋立場	
所在地	郡上市和良町鹿倉 1490-1
埋立容量	5,520m ³
遮水工の有無	無
浸出水処理施設	無
処理品目	陶器、がれき類（コンクリート殻、タイル、煉瓦）

第5章 生活排水処理計画

75

第1節 生活排水処理の現状

(1)生活排水処理の沿革

本市の生活排水処理に係る処理施設には、集合処理施設（下水道、農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設）及び個別処理施設（浄化槽等）があります。

集合処理施設においては、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及び小規模集合排水処理施設としての整備が概成し、下水道施設等の運営・管理に力を注いでいる状況です。下水道に接続するための排水設備工事には、トイレの水洗化や不要となった浄化槽の処理など多額の費用が必要となるため、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度を定めて、接続率向上に努めています。

個別処理施設については、国が平成9（1997）年6月に単独処理浄化槽の廃止対策の推進を都道府県に通知したことを受け、以降、新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられました。既設の単独処理浄化槽については、平成13（2001）年4月の浄化槽法改正後においても浄化槽法上の浄化槽とみなすものとされていますが、既設の単独処理浄化槽を使用するものは、原則として合併処理浄化槽への設置替えまたは構造変更を努めなければならないこととされています。本市では、集合処理区域以外の区域において、市が設置・管理を行う合併処理浄化槽の設置を進めています。

本市では生活排水処理基本計画を策定することで、生活排水処理率の向上を図ってきました。前計画（平成26（2014）年3月策定）から7年が経過し、処理体系に変更があったことから、改めて本計画を策定し、生活排水の適切な処理に努めていきます。

(2)生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表5-1に示すとおりです。

表5-1 生活排水の処理主体

	処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
集合処理	公共下水道	し尿、生活雑排水	本市
	特定環境保全公共下水道	し尿、生活雑排水	本市
	農業集落排水処理施設	し尿、生活雑排水	本市
	小規模集合排水処理施設	し尿、生活雑排水	本市
個別処理	合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	本市、個人など
	単独処理浄化槽	し尿	個人など
	し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	本市

(3)生活排水の処理体系

本市における生活排水の処理体系は、図 5-1 に示すとおりです。

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を合わせて処理をしている施設は、集合処理施設と、個別処理施設として家庭や団地等の敷地内に設置した合併処理浄化槽があります。

令和2(2020)年度末時点でこれらの施設で処理している人口は約79%で、残りは生活雑排水を未処理のまま河川等に排出しています。

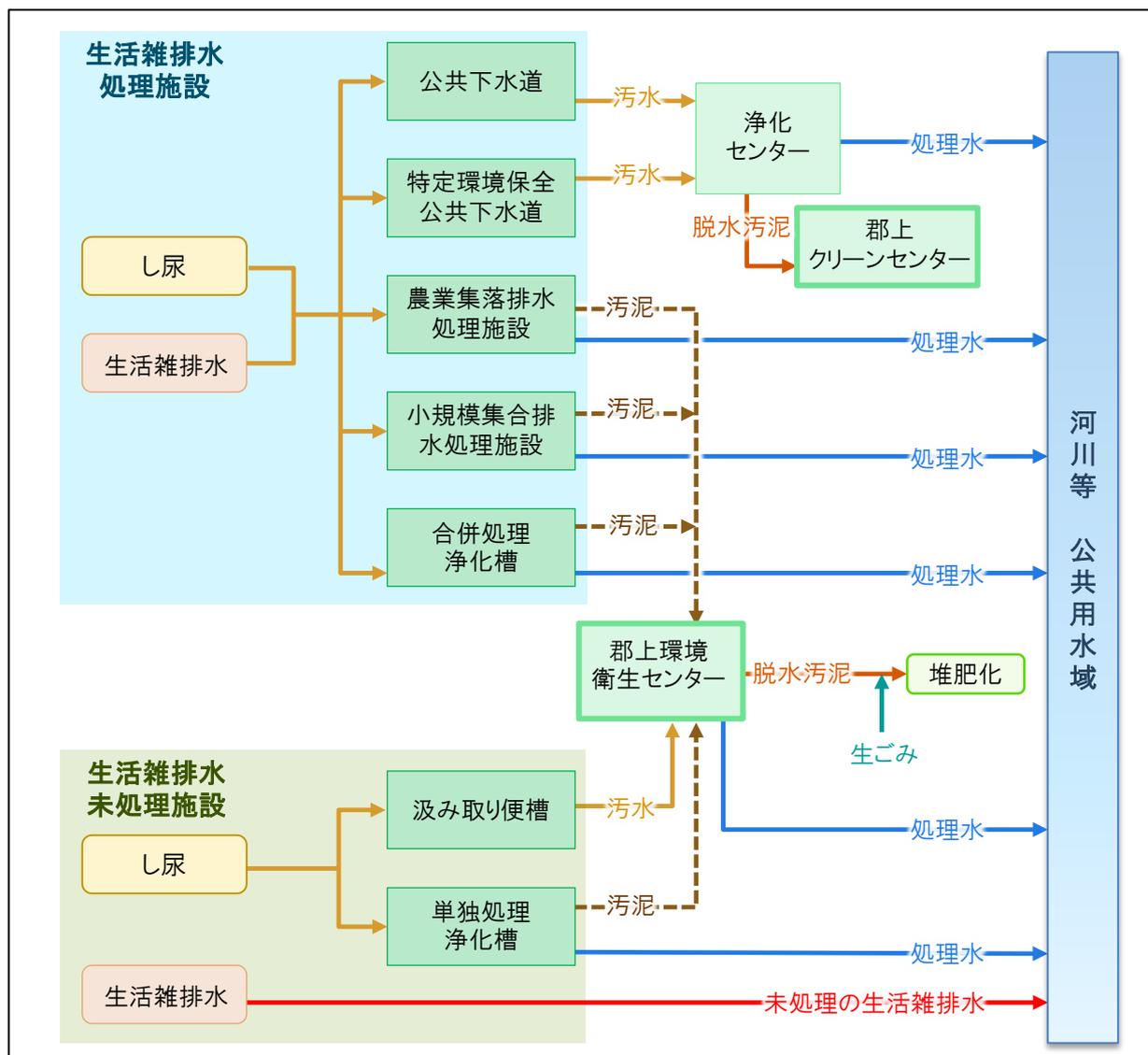


図 5-1 生活排水の処理体系

(4)生活排水処理形態別人口の推移

本市における過去7年間の処理形態別人口の推移は、表5-2及び図5-2に示すとおりです。
令和2(2020)年度における本市の生活排水処理率は79.4%となっています。

表5-2 生活排水処理形態別人口の推移

区 分	単 位	実 績						
		H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
処理区域内人口	人	44,158	43,538	42,887	42,300	41,592	40,882	40,194
水洗化・生活雑排水処理人口	人	31,635	31,902	31,747	32,032	32,108	31,813	31,898
公共下水道人口	人	17,912	18,076	17,859	18,063	18,166	17,842	18,397
農業集落排水処理人口	人	9,331	9,365	9,421	9,487	9,480	9,474	9,020
小規模集合排水処理人口	人	139	142	154	163	153	160	150
合併処理浄化槽人口	人	4,253	4,319	4,313	4,319	4,309	4,337	4,331
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	3,408	2,939	2,523	2,431	2,335	2,042	1,962
単独処理浄化槽人口	人	3,408	2,939	2,523	2,431	2,335	2,042	1,962
非水洗化人口	人	9,115	8,697	8,617	7,837	7,149	7,027	6,334
し尿人口(くみ取り)	人	9,115	8,697	8,617	7,837	7,149	7,027	6,334
生活排水処理率※	%	71.6	73.3	74.0	75.7	77.2	77.8	79.4

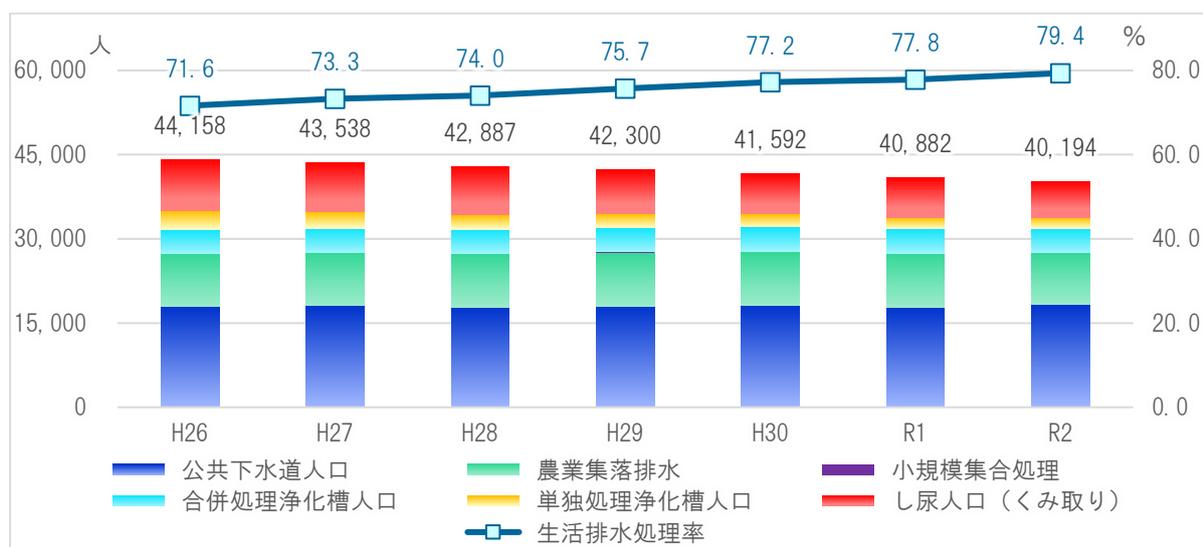


図5-2 生活排水処理形態別人口の推移

※生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 処理区域内人口 × 100

(5)し尿及び汚泥の発生状況

本市における過去10年間のし尿及び汚泥発生量の推移は、表5-3及び図5-3に示すとおりです。

し尿人口及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥発生量も減少しています。

表5-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

区分	単位	実績						
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
し尿	kL/年	3,365	3,260	3,040	2,907	2,894	2,663	2,550
浄化槽汚泥	kL/年	13,011	11,833	11,265	11,041	10,919	10,337	9,886
農業集落排水等	kL/年	5,592	5,504	5,143	5,276	2,033	4,790	5,150
下水汚泥	kL/年	1,758	1,790	1,681	1,709	1,690	1,623	1,648
合計	kL/年	23,726	22,386	21,129	20,934	17,536	19,413	19,234

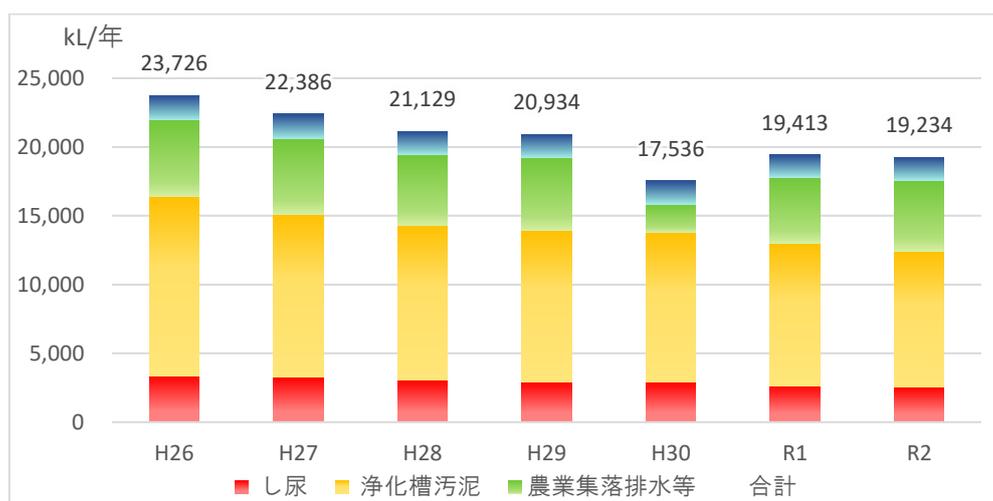


図5-3 し尿及び浄化槽汚泥発生量の推移

(6)収集・運搬

本市における収集・運搬体制は、表5-4に示すとおりです。

表5-4 収集・運搬体制

区分	収集運搬	業者数	収集回数	収集方法
し尿	許可業者	3社	月2回	各戸
浄化槽汚泥	許可業者	3社	年1回以上	各戸
農業集落排水	許可業者	3社	年1回以上	各施設

出典：郡上市一般廃棄物処理実施計画

(7)生活排水処理施設の概要

1)下水道

本市の公共下水道の概要は表 5-5 に、特定環境保全公共下水道の概要は表 5-6 に、また下水道処理施設の位置図は図 5-4 に示すとおりです。

表 5-5 公共下水道の概要

項目	内容
処理区	八幡中央処理区
計画目標年度	令和 1 7 (2035) 年度
計画面積 (ha)	287. 7
計画人口 (人)	6, 970
日平均計画汚水量 (m ³ /日)	3, 677
処理場名	郡上八幡都市環境センター
処理方式及び処理系列	好気性ろ床法 (1 2 / 1 2 系列)
汚泥処理方式	機械脱水→場外搬出 (郡上クリーンセンター)

出典：郡上市公共下水道事業計画 (八幡処理区)

表 5-6(1) 特定環境保全公共下水道の概要

項目	内容	
処理区	大和処理区	白鳥処理区
計画目標年度	令和 1 7 (2035) 年度	令和 1 7 (2035) 年度
計画面積 (ha)	78. 0	252. 2
計画人口 (人)	1, 870	6, 494
日平均計画汚水量 (m ³ /日)	758	2, 811
処理場名	大和中央浄化センター	長良川浄化センター
処理方式及び処理系列	好気性ろ床法 (2 系列) 高処理オキシデーション ディッチ法+凝集剤添加 (1 系列)	オキシデーション ディッチ法 (2 系列)
汚泥処理方式	機械脱水→場外搬出 (郡上クリーンセンター)	機械脱水→場外搬出 (郡上クリーンセンター)

出典：郡上市特定環境保全公共下水道事業計画

表 5-6(2) 特定環境保全公共下水道の概要

項目	内容	
処理区	ひるがの処理区	高鷲処理区
計画目標年度	令和 1 7 (2035) 年度	令和 1 7 (2035) 年度
計画面積 (ha)	103. 5	61. 0
計画人口 (人)	390	1, 251
日平均計画汚水量 (m ³ /日)	341	423
処理場名	ひるがの浄化センター	高鷲浄化センター
処理方式及び処理系列	回分式活性汚泥法 (2 系列)	回分式活性汚泥法 (2 系列)
汚泥処理方式	機械脱水→場外搬出 (郡上クリーンセンター)	機械脱水→場外搬出 (郡上クリーンセンター)

出典：郡上市特定環境保全公共下水道事業計画

表 5-6(3) 特定環境保全公共下水道の概要

項目	内容	
処理区	西洞処理区	美並中央処理区
計画目標年度	令和 1 7 (2035) 年度	令和 1 7 (2035) 年度
計画面積 (ha)	6. 5	110. 6
計画人口 (人)	129	2, 853
日平均計画汚水量 (m ³ /日)	38	1, 106
処理場名	西洞浄化センター	美並中央クリーンセンター
処理方式及び処理系列	回分式活性汚泥法 (2 系列)	高処理オキシデーショ ン ディッチ法+凝集剤添加 (2 系列)
汚泥処理方式	汚泥貯留→場外搬出 (ひるがの浄化センター)	機械脱水→場外搬出 (郡上クリーンセンター)

出典：郡上市特定環境保全公共下水道事業計画

表 5-6(4) 特定環境保全公共下水道の概要

項目	内容
処理区	和良処理区
計画目標年度	令和 1 7 (2035) 年度
計画面積 (ha)	49.0
計画人口 (人)	872
日平均計画汚水量 (m ³ /日)	370
処理場名	和良中央浄化センター
処理方式及び処理系列	好気性ろ床法 (4 系列)
汚泥処理方式	機械脱水→場外搬出 (郡上クリーンセンター)

出典：郡上市特定環境保全公共下水道事業計画



図 5-4 下水道処理施設の概要

2) 汚泥再生処理施設

本市の汚泥再生処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 5-7 汚泥再生処理施設の概要

項目	内容
名称	郡上環境衛生センター
所在地	八幡町吉野 1532
処理方式	主処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式 資源化：密閉型機械発酵方式＋堆積型発酵方式
処理能力	主処理：90kL (し尿 24kL/日、浄化槽・農集汚泥 66kL/日) 資源化：3.4t/日 (脱水汚泥 3.0t/日、生ごみ 0.4t/日)
稼働開始	平成14年3月

3) 農業集落排水処理施設

本市の農業集落排水処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 5-8(1) 農業集落排水処理施設の概要

項目	内容		
処理区	市島処理区	中桐処理区	美山処理区
施設名	市島農業集落排水処理施設	中桐農業集落排水処理施設	美山農業集落排水処理施設
所在地	八幡町初納 979 番地	八幡町初音 2971 番地	八幡町美山 2353 番地
計画処理人口	1400 人	250 人	500 人
計画汚水量	378m ³ /日	68m ³ /日	135m ³ /日
処理能力	420m ³ /日	75m ³ /日	150m ³ /日
水処理方式	JARUS-XIV	JARUS-XIVP	JARUS-XIVP
整備時期	平成13(2001)年	平成13(2001)年	平成17(2005)年

表 5-8(2) 農業集落排水処理施設の概要

項目	内容		
処理区	相生処理区	万場処理区	島処理区
施設名	相生農業集落排水処理施設	万場農業集落排水処理施設	島農業集落排水処理施設
所在地	八幡町西乙原 17 番地	大和町万場 2851 番地	大和町島 3901 番地
計画処理人口	950 人	1100 人	1700 人
計画汚水量	257m ³ /日	297m ³ /日	459m ³ /日
処理能力	285m ³ /日	330m ³ /日	510m ³ /日
水処理方式	J A R U S-XIVGP	J A R U S-III	J A R U S-X I
整備時期	平成 2 4 (2012) 年	平成 1 0 (1998) 年	平成 1 1 (1999) 年

表 5-8(3) 農業集落排水処理施設の概要

項目	内容		
処理区	河辺神路処理区	石徹白処理区	那留処理区
施設名	河辺神路農業集落排水処理施設	石徹白農業集落排水処理施設	那留農業集落排水処理施設
所在地	大和町神路 132 番地	白鳥町石徹白第 80 号 35 番地 5	白鳥町那留 2603 番地 5
計画処理人口	960 人	590 人	1240 人
計画汚水量	260m ³ /日	162m ³ /日	335m ³ /日
処理能力	288m ³ /日	172m ³ /日	372m ³ /日
水処理方式	J A R U S-XIVP	J A R U S-III	J A R U S-XIVP
整備時期	平成 1 4 (2002) 年	平成 1 3 (2001) 年	平成 1 5 (2003) 年

表 5-8(4) 農業集落排水処理施設の概要

項目	内容		
処理区	北部処理区	白鳥東部処理区	阿多岐処理区
施設名	北部農業集落排水処理施設	白鳥東部農業集落排水処理施設	阿多岐農業集落排水処理施設
所在地	白鳥町長滝 432 番地	白鳥町恩地 3 番地 2	白鳥町阿多岐 1160 番地 1
計画処理人口	1710 人	850 人	280 人
計画汚水量	462m ³ /日	230m ³ /日	76m ³ /日
処理能力	513m ³ /日	255m ³ /日	84m ³ /日
水処理方式	J A R U S-XIVP	J A R U S-XIVP	J A R U S-XIVP
整備時期	平成 1 7 (2005) 年	平成 1 7 (2005) 年	平成 1 8 (2006) 年

表 5-8(5) 農業集落排水処理施設の概要

項目	内容		
処理区	切立処理区	鷲見処理区	くじ本処理区
施設名	切立農業集落排水処理施設	鷲見農業集落排水処理施設	くじ本農業集落排水処理施設
所在地	高鷲町鮎立 4420 番地	高鷲町鷲見 12 番地 1	美並町山田 1328 番地 3
計画処理人口	320 人	360 人	330 人
計画汚水量	86m ³ /日	97m ³ /日	89m ³ /日
処理能力	96m ³ /日	108m ³ /日	99m ³ /日
水処理方式	J A R U S-XIV	J A R U S-XIV	J A R U S-I
整備時期	平成 1 1 (1999) 年	平成 1 3 (2001) 年	平成 1 0 (1998) 年

表 5-8(6) 農業集落排水処理施設の概要

項目	内容		
処理区	三日市処理区	相戸処理区	勝原処理区
施設名	三日市農業集落排水処理施設	相戸農業集落排水処理施設	勝原農業集落排水処理施設
所在地	美並町三戸 1449 番地 1	美並町三戸 1253 番地 1	美並町上田 2434 番地
計画処理人口	220 人	740 人	900 人
計画汚水量	59m ³ /日	200m ³ /日	243m ³ /日
処理能力	73m ³ /日	244m ³ /日	297m ³ /日
水処理方式	J A R U S-XIVP	J A R U S-XIVP	J A R U S-XIVGP
整備時期	平成 1 2 (2000) 年	平成 1 6 (2004) 年	平成 1 9 (2007) 年

表 5-8(7) 農業集落排水処理施設の概要

項目	内容		
処理区	明宝中央処理区	畑佐処理区	東部処理区
施設名	明宝中央農業集落排水処理施設	畑佐農業集落排水処理施設	東部農業集落排水処理施設
所在地	明宝大谷 211 番地	明宝畑佐 711 番地	和良町方須 1002 番地 2
計画処理人口	2130 人	560 人	950 人
計画汚水量	576m ³ /日	152m ³ /日	257m ³ /日
処理能力	639m ³ /日	168m ³ /日	314m ³ /日
水処理方式	J A R U S-XIVP	J A R U S-XIVP	J A R U S-XIVP
整備時期	平成 1 4 (2002) 年	平成 1 3 (2001) 年	平成 1 2 (2000) 年

表 5-8(8) 農業集落排水処理施設の概要

項目	内容	
処理区	田平処理区	鹿倉処理区
施設名	田平農業集落排水処理施設	鹿倉農業集落排水処理施設
所在地	和良町三庫 1734 番地	和良町鹿倉 92 番地 1
計画処理人口	80 人	110 人
計画汚水量	22 m ³ /日	30 m ³ /日
処理能力	26 m ³ /日	33 m ³ /日
水処理方式	間欠ばっ気方式	間欠ばっ気方式
整備時期	平成 14 (2002) 年	平成 14 (2002) 年

4)小規模集合排水処理施設

本市の小規模集合排水処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

表 5-9 小規模集合排水処理施設の概要

項目	内容
処理区	中村処理区
施設名	高鷲町西洞 3353-2
所在地	50 人
計画処理人口	14 m ³ /日
計画汚水量	15 m ³ /日
処理能力	流体調整型嫌気ろ床・担体流動循環生物ろ過
水処理方式	高鷲町西洞 3353-2
整備時期	平成 15 (2003) 年

(8)水環境、水質保全に関する状況

本市には、長良川をはじめとして和良川、石徹白川などの一級河川が24本あり、山林の高い水源涵養能力によって、美しく豊かな水に恵まれています。

長良川水域の上流部に位置する本市の水質保全に関する責任は重大であり、生活排水処理対策を推進することによる効果は本市のみならず下流市町村にも波及し、さらには閉鎖性水域でもある伊勢湾の水質にも大きな影響を与えることになります。

なお、環境基準点における平成27(2015)年度から令和元(2019)年度における5年間の測定結果は表5-10及び表5-11に示すとおりであり、環境基準の生活環境項目では大腸菌群数を除く項目において良好な結果を示しています。両地点に置いて基準(日間平均:50MPN/100ml以下)を満足していない大腸菌群数は、人の糞便による汚染の指数ですが、現在の測定法では糞便由来のものと自然由来のものを区別して測定することが困難であるため、全国的に大腸菌群数の環境適合率は低いのが現状です。

表5-10 河川水質測定結果の推移

調査対象河川：長良川上流

基準点：和合橋(AA類型)

測定項目 (単位)	環境基準	年度	H27	H28	H29	H30	H31
		値					
pH	6.5以上	平均値	7.3	7.4	7.5	7.5	7.6
	8.5以下	最小値～最大値	6.7～7.7	7.2～7.6	7.1～8.2	7.2～8.0	7.3～8.1
DO (mg/L)	7.5以上	平均値	11	11	11	11	11
		最小値～最大値	7.5～13	9.1～13	9.1～14	8.7～13	9.2～13
BOD (mg/L)	1以下	75%値	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5
		最小値～最大値	< 0.5	<0.5～0.9	<0.5～0.9	<0.5～0.7	<0.5～1.0
COD (mg/L)	—	平均値	1.2	1.2	1.2	1.4	1.3
		最小値～最大値	< 0.5～2.5	0.7～2.5	0.5～2.5	< 0.5～3.2	0.9～1.9
SS (mg/L)	25以下	平均値	2	1	1	2	1
		最小値～最大値	< 1～6	< 1～4	< 1～1	< 1～7	< 1～1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	50以下	平均値	7.0×10^3	3.7×10^3	4.7×10^3	3.7×10^3	3.6×10^3
		最小値	1.3×10^2	1.3×10^2	1.3×10^2	1.3×10^2	2.4×10^2
		～最大値	$\sim 5.4 \times 10^4$	$\sim 2.2 \times 10^4$	$\sim 1.7 \times 10^4$	$\sim 1.7 \times 10^4$	$\sim 1.7 \times 10^4$
全窒素 (mg/L)	—	平均値	0.28	0.41	0.30	0.30	0.32
		最小値～最大値	0.05～0.50	0.27～0.55	0.23～0.35	0.22～0.43	0.17～0.45
全リン (mg/L)	—	平均値	0.016	0.020	0.013	0.014	0.11
		最小値	0.011～	0.011～	0.011～	0.010～	0.006～
		～最大値	0.018	0.029	0.017	0.016	0.015

出典：岐阜県ホームページ

表 5-11 河川水質測定結果の推移

調査対象河川：吉田川

基準点：小野橋(AA類型)

測定項目 (単位)	環境基準	年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
		値					
pH	6.5 以上	平均値	7.4	7.4	7.6	7.6	7.7
	8.5 以下	最小値～最大値	7.0～8.0	7.2～7.8	7.0～7.9	7.3～8.0	7.4～8.2
DO (mg/L)	7.5 以上	平均値	11	11	11	11	11
		最小値～最大値	7.6～13	9.0～13	9.3～15	8.9～13	9.7～13
BOD (mg/L)	1 以下	75%値	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.8
		最小値～最大値	< 0.5～0.8	< 0.5～0.8	< 0.5～0.7	< 0.5～0.5	< 0.5～1.5
COD (mg/L)	—	平均値	1.2	1.0	1.0	1.3	1.1
		最小値～最大値	< 0.5～2.8	0.5～2.3	< 0.5～1.6	< 0.5～2.6	0.7～1.6
SS (mg/L)	25 以下	平均値	2	1	1	1	1
		最小値～最大値	< 1～4	< 1～2	< 1～2	< 1～3	< 1～2
大腸菌群数 (MPN/100mL)	50 以下	平均値	2.8×10^3	3.7×10^3	2.3×10^3	1.8×10^3	2.2×10^3
		最小値	7.9×10	1.3×10^2	3.3×10	7.9×10	7.9×10
		～最大値	$\sim 1.1 \times 10^4$	$\sim 1.7 \times 10^4$	$\sim 3.3 \times 1.1^4$	$\sim 7.9 \times 10^3$	$\sim 1.1 \times 10^4$
全窒素 (mg/L)	—	平均値	0.32	0.47	0.44	0.39	0.38
		最小値～最大値	< 0.05～0.63	0.21～0.62	0.29～0.55	0.29～0.58	0.30～0.49
全リン (mg/L)	—	平均値	0.012	0.014	0.018	0.13	0.011
		最小値	< 0.003～	0.010～	0.013～	0.007～	0.007～
		～最大値	0.021	0.016	0.024	0.017	0.015

出典：岐阜県ホームページ

(9)生活排水処理の課題

本市における生活排水処理の現状を考慮し、生活排水処理事業の課題を整理すると、次のとおりです。

1)生活排水処理率の向上

岐阜県及び全国の生活排水処理の実態について、「令和元年度一般廃棄物実態調査（環境省）」によると、岐阜県の生活排水処理率は83.2%でした。

岐阜県では下水道整備の推進などによる生活排水処理が進められており、生活排水処理率の向上によって、公共用水域の水質保全が図られています。

令和元(2019)年度における本市と岐阜県及び全国との生活排水処理形態別人口の比較は、表5-12に示すとおりです。

本市では、市町村設置型の合併処理浄化槽の設置を進めていくなど、生活排水処理率の向上を図ってきましたが、令和元(2019)年度の生活排水処理率77.8%は、全国の87.7%や岐阜県の83.2%を下回っています。

比較的住宅などが集中している地域では集合処理の利点を活かして、公共下水道の整備を推進する一方、住宅等が散在する地域では個別処理の利点を活かして、既設のくみ取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活排水処理率を改善する必要があります。

表 5-12 生活排水処理形態別人口比較

区分	単位	郡上市	岐阜県※	全国※
計画処理区域内人口	人	40,882	1,996,003	127,156,017
水洗化・生活雑排水処理人口	人	31,813	1,661,496	111,464,315
下水道人口	人	17,842	1,326,964	96,777,652
コミュニティ・プラント人口	人	9,634	15,379	305,589
合併処理浄化槽人口	人	4,337	319,153	14,381,074
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	2,042	245,144	9,875,346
単独処理浄化槽人口	人	2,042	245,144	9,875,346
非水洗化人口	人	7,027	89,363	5,816,356
し尿人口（くみ取り）	人	7,027	89,047	5,745,284
自家処理人口	人	0	316	71,072
生活排水処理率	%	77.8	83.2	87.7

※出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

2)浄化槽の適正な維持管理の課題

浄化槽の保守点検・清掃・定期検査（浄化槽の3つの義務）について、岐阜県は全国でも受験率の高い地域（11条定期検査受験率：97.0%・令和元(2019)年度）ではありますが、依然として浄化槽の3つの義務を行っていない世帯があります。こうした世帯においては、浄化槽が適正に機能せず周辺環境へ著しい影響を及ぼす可能性があり、一層の周知を図る必要があります。

3)集合処理施設整備の課題

公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設、小規模集合排水処理施設については、すでに整備が完了しているため、接続率の向上が課題です。

表 5-13 下水道接続率（令和2(2020)年度）

項目	整備区域人口	接続人口	水洗化率※
公共下水道	7,564人	5,185人	68.5%
特定環境保全公共下水道	16,402人	12,147人	74.1%
農業集落排水処理施設	10,822人	8,053人	74.4%
小規模集合排水処理施設	160人	150人	93.8%

※水洗化率＝接続人口÷整備区域人口×100

出典：下水道接続率表

4)汚泥処理の課題

し尿、浄化槽汚泥及び農集汚泥等は郡上環境衛生センターで処理を行っています。

衛生センターの令和2(2020)年度における日平均搬入量は48.2kL/日で、処理能力(90.0kL/日)には余裕があります。さらに、一部の農業集落排水処理施設は下水道との統合を計画しており、近い将来に汚泥搬入量が減少することが想定されます。その他、人口の自然減も想定されるため、今以上に汚泥搬入量が減少することが予測されます。

し尿等の搬入量が減少すると、施設稼働率が低下し、長期的にはコストがかかるため、将来的に施設の改造や更新などの対応を図る必要があります。

第2節 生活排水処理計画

(1)基本理念

本市では第2次総合計画において「美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち」を実現することを目標として定めており、そのための重要な取組の一つとして、「水環境の保全」を掲げています。また河川の定期的な水質検査や上下水道の整備、合併浄化槽の設置等に取り組んできた結果、生活環境の保全に関する環境基準については概ね達成されています。

生活排水処理に関する環境像は「自然環境を守り、快適な住環境の実現を目指します」を掲げ、下水道施設等の適正な維持管理に取り組んでいます。

本計画においてもこれを踏まえ、生活排水処理の将来像及び基本方針を以下のとおりとします。

(2)基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する啓蒙普及の他、これら生活排水の処理施設を随時整備していくこととしますが、処理施設の整備に係る基本方針は次のとおりとします。

① 中心部の都市化された地域及び都市化が見込まれる地域の生活排水は、下水道処理施設により処理します。

② 農業振興地域では、農業集落排水処理施設などにより処理をします。

③ 集落が散在していて下水道及び農業集落排水処理施設の整備が困難である地域の生活排水は、公共浄化槽等整備推進事業の推進を図ります。

④ 単独処理浄化槽、もしくは汲み取りによってし尿を処理している家屋等については、合併処理浄化槽への転換を促進します。

(3)生活排水処理に関する基本的事項

令和16(2034)年度における生活排水処理率の目標及び生活排水処理形態別人口は、以下に示すとおりです。

令和16(2034)年度の生活排水処理率を100%を目指します。

表 5-14 生活排水処理形態別人口の将来予測

区 分	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
計画処理区域内人口	人	39,253	38,888	38,523	38,160	37,830	37,500	37,170
水洗化・生活雑排水処理人口	人	32,421	33,521	34,619	35,721	36,855	36,850	36,845
公共下水道人口	人	19,210	20,420	21,773	23,127	24,683	24,766	25,570
農業集落排水	人	8,873	8,774	8,531	8,291	7,881	7,812	7,023
小規模集合処理	人	19	19	19	18	18	18	18
合併処理浄化槽人口	人	4,319	4,308	4,296	4,285	4,273	4,254	4,234
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	1,616	1,270	923	577	231	154	77
単独処理浄化槽人口	人	1,616	1,270	923	577	231	154	77
非水洗化人口	人	5,216	4,098	2,980	1,862	744	496	248
し尿人口（くみ取り）	人	5,216	4,098	2,980	1,862	744	496	248
生活排水処理率	%	82.6	86.2	89.9	93.6	97.4	98.3	99.1

区 分	単位	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年
計画処理区域内人口	人	36,840	36,508	36,174	35,840	35,506	35,172	34,837
水洗化・生活雑排水処理人口	人	36,840	36,508	36,174	35,840	35,506	35,172	34,837
公共下水道人口		25,646	25,397	25,145	24,894	24,643	24,391	24,138
農業集落排水		6,961	6,898	6,835	6,772	6,709	6,646	6,583
小規模集合処理	人	18	18	18	17	17	17	17
合併処理浄化槽人口	人	4,215	4,195	4,176	4,157	4,137	4,118	4,099
水洗化・生活雑排水未処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0
単独処理浄化槽人口	人	0	0	0	0	0	0	0
非水洗化人口	人	0	0	0	0	0	0	0
し尿人口（くみ取り）	人	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表 5-15 し尿及び汚泥発生量の将来予測

区 分	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年
し尿	kL/年	1,985	1,559	1,137	708	283	189	95
浄化槽汚泥	kL/年	9,635	9,054	8,496	7,892	7,311	7,155	7,018
農業集落排水等	kL/年	4,342	4,294	4,186	4,057	3,857	3,823	3,447
下水汚泥	kL/年	1,728	1,804	1,923	2,045	2,172	2,318	2,332
合計	kL/年	17,689	16,710	15,742	14,702	13,623	13,485	12,892

区 分	単位	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		2028 年	2029 年	2030 年	2031 年	2032 年	2033 年	2034 年
し尿	kL/年	0	0	0	0	0	0	0
浄化槽汚泥	kL/年	6,842	6,811	6,779	6,766	6,716	6,685	6,653
農業集落排水等	kL/年	3,408	3,377	3,346	3,324	3,284	3,253	3,223
下水汚泥	kL/年	2,389	2,396	2,373	2,356	2,326	2,302	2,279
合計	kL/年	12,638	12,584	12,498	12,446	12,326	12,240	12,155

(4)生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は本市全域とし、集合処理施設整備区域外は、合併処理浄化槽により整備を行います。

(5)施設及びその整備計画の概要

本市が計画目標達成のために計画する生活排水処理施設の整備計画は、表 5-16 に示すとおりです。

農業集落排水処理施設は、一部を下水道と統合し、下水処理施設において処理を行います。

一方、個別処理区域では、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、公共浄化槽等整備推進事業を活用して、合併浄化槽の普及を推進します。

表 5-16 生活排水処理施設の整備計画

区域	処理施設の種類	処理区域	整備時期
集合処理	農業集落排水処理施設	中桐処理区	令和 4 (2022) 年度
		くじ本処理区	令和 5 (2023) 年度
		三日市処理区	令和 5 (2023) 年度
		相戸処理区	令和 6 (2024) 年度
		白鳥東部処理区	令和 8 (2026) 年度
個別処理	合併処理浄化槽	集合処理区以外	適宜、単独処理浄化槽や汲み取り便槽からの転換促進を継続

(6)し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥等は、これまでどおり郡上環境衛生センターにおいて適正処理を実施してまいります。

1)収集運搬計画

①収集運搬の範囲

収集運搬の範囲は、現行どおり本市全域とします。

②収集運搬の主題

し尿の収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が実施しています。浄化槽の清掃に伴って生じた汚泥の運搬は、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業者の許可及び、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者が、一体の業務としてバキューム式汚泥収集車及び汚泥濃縮車で行っています。

今後も、この体制を継続していくと共に、収集対象物の排出量の変化への対応、計画的収集作業の指導により、より安定的な収集・運搬を行います。

2)中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥等は現在と同様に、郡上環境衛生センターで処理を行います。

(7)市民に対する広報・啓発活動

個々の家庭から排出される生活雑排水の未処理放流が、生活環境の悪化や公共用水域の水質汚濁の要因となることを広く周知し、生活環境や水環境の保全のための生活排水の適正処理の必要性について、岐阜県が推進する「ブルーリバー作戦」等により、家庭で実践できる排水対策の啓発活動を進めていきます。

また、個別処理区域においては、合併処理浄化槽の設置と適切な維持管理によって、下水道と同程度の処理性能が発揮できることを周知し、公共浄化槽等整備推進事業などの活用による設置促進を働きかけていきます。

ブルーリバー作戦：あなたもできる「四い心がけ(よいところがけ)」

- ・ 流さない 水切りネットや ごみかごで
- ・ 流さない 廃油回収 再利用
- ・ 流さない 洗剤・シャンプー適量に
- ・ 流さない ペットボトルも 空きかんも

第6章 計画の推進

第1節 脱炭素社会や自然共生社会との統合への配慮

今日、気候変動対策の実施が喫緊の課題であることを踏まえ、本市でも脱炭素社会や自然共生社会との統合に配慮して取り組みを進めていくことや、その実践の場として地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりが求められています。

このため、エネルギー源としての廃棄物の有効利用なども含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取り組みを推進します。

また、本市は一般廃棄物の収集運搬及び最終処分の一部を民間業者に委託し、中間処理を郡上クリーンセンターで行っています（令和11(2029)年度以降は新焼却施設で行います）。化石燃料使用量の抑制や、温室効果ガス排出量の削減に貢献するため、ごみの発生抑制や適切な分別を推進していくことで処理量の削減に努めるとともに、生活排水対策を推進することで森・里・川・海の自然なつながりを支えて持続可能な社会の実現を目指します。

なお、国際的な動向として、持続可能でより良い世界を目指す国際目標であるSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が平成27(2015)年に国連で採択されました。本計画は、SDGsの中でも「ターゲット11、12及び14」の達成に貢献すると考えられますが、その他のターゲットの達成にも貢献できるように努めていきます。



出典：国際連合広報センター

第2節 計画の推進と公表

本計画の推進には、市民・事業者・行政の協働が必要です。

住民や事業者の意見・要望を反映させ本計画を効率的に推進していくために、廃棄物減量等推進審議会によって進捗状況の管理と長期的展望に立ったシステムの選択を行い、「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action) のいわゆるPDCAサイクルで継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。

また、本計画を広く周知するため、ホームページ等で公開するとともに、「広報郡上」等により情報提供を行います。

